

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成 2 0 年 3 月 1 4 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、高橋副委員長、鈴木・菊地・佐藤・佐々木 横田 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、佐藤委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「パブリックコメント手続の制度化について」

○（総務）企画政策室渡辺主幹

パブリックコメント手続制度について説明いたします。

パブリックコメントはこれまで各課の判断に基づき行ってきましたが、4 月から市として統一したルールに基づき、パブリックコメントを実施するものです。制度につきましては、資料「パブリックコメント手続制度について」で説明いたします。

初めに、市が計画等の案を策定しますが、このうちパブリックコメントをかける対象でありますけれども、市の施策に関する基本的な政策や指針などの策定・改廃、情報公開条例など市の施策に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定・改廃、市税の賦課徴収などを除いて市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定・改廃などを対象としております。

公募に当たりましては、市民の皆さんに公表する計画等の案、策定の趣旨、目的、背景などを、情報公開窓口、各サービスセンター、所管部署に備えつけます。また、市のホームページに掲載するとともに、原則広報誌に掲載し、周知に努めることとします。

意見を提出できる方ですが、市民はもとより市内への通勤・通学者、納税義務のある方、議案に利害関係のある方など広く意見を求めることとしています。

意見などの提出についてであります。原則30日以上期間を設けて公募することになります。

意見の提出方法は、指定場所への持参、郵送、ファクシミリ、電子メールなどです。市は提出された意見を考慮し、計画などの意思決定を行います。

次に、市の考え方などを公表しますが、この際、提出意見等の概要、市の考え方、修正内容を、情報公開窓口、各サービスセンター、所管部署に備えつけるとともにホームページにも掲載いたします。

パブリックコメント手続の制度化により、市の施策の意思決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政への参画を促進するものであります。

○ 委員長

「組織機構の見直しに伴う執務室の移動などについて」

○（総務）総務課長

平成 20 年 4 月 1 日付けで行う組織機構の見直しにより各部局の執務室の一部を移動いたしますので、その主なものにつきまして、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、資料の 1 ページをごらんください。

資料 1 ページは本庁舎の本館でございます。資料の上から順に説明いたしますが、一番上が 3 階になります。現在の総務部統計担当を本館 2 階から 3 階に移します。これは統計担当を企画政策室へ移管することによるものです。2 階につきましては、統計担当が移動するほかは変わりありません。

次に、1 階になりますが、本館 1 階は、まず右側の現在の保護課と地域福祉課の場所を生活支援第 1 課、相談室及び生活支援第 2 課とします。相談室は現在介護保険課に隣接していますが、業務の大半が生活保護に関する相談であることから、生活支援第 1 課に隣接した配置とするものです。

1 階左側は、現在の高齢・福祉医療課の場所へ地域福祉課が移ります。

なお、高齢者の生きがい対策やふれあいパスの交付、養護老人ホームなどに関する業務は、今後、地域福祉課が行うことになります。それ以外の高齢・福祉医療課の業務は新設する後期高齢・福祉医療課に移管し、現在の高齢・福祉医療課は廃止となります。

後期高齢・福祉医療課の配置場所は後ほど説明いたします。

介護保険課につきましては、受付窓口を別館 1 階に配置するため一部移動いたしますが、それ以外は変わりありません。

次に、資料の 2 ページ目をご覧ください。資料の 2 ページは本庁舎別館と消防庁舎の 5 階及び 6 階部分です。資料の上から順に説明いたします。

消防庁舎につきましては変わりありません。

次に、別館になりますが、5 階につきましては変わりありません。

4 階は、市民部と環境部の統合により、現在の環境部の各課が生活環境部となりますが、基本的な配置は変わりありません。なお、部の庶務は管理課が担当いたします。

4 階のほかの部署は変わりありません。

3 階及び 2 階につきましても変わりありません。

次に、1 階になりますが、まず医療保険部は、基本は現在の保険年金課の場所といたしまして、後期高齢・福祉医療課、保険収納課、国保年金課をそれぞれ配置いたします。また、その向かいにあります現在の情報公開担当を移動し、あいた場所のスペースを広げて、介護保険課の受付窓口を配置いたします。これは医療と保険分野の一元化を趣旨とした医療保険部の設置に対応し、当該窓口部門の集約を図るものです。

なお、情報公開担当は本館 2 階の総務課内へ移します。また、戸籍住民課は生活環境部に属しますが、部の庶務担当業務を管理課に移し、人員も減少することから、1 階全体の調整の中では、若干ではありますがスペースを縮小いたします。地下 1 階については変わりありません。

そのほかに資料はございませんが、総合サービスセンターのスペースを 3 分の 1 程度に縮小しまして、従来同センターで行っていた市民係と市民相談係の業務を生活安全課に移管いたしますので、それに合わせて執務場所も分庁舎 1 階に移転いたします。

また、産業港湾部港湾室の各課は現在の港湾部庁舎の 2 階で、これも変わりありません。

最後に、実際の移動の時期でございますが、窓口にかかわる部署につきましては 4 月に入ってからの日曜日に作業を行いますので、段階的に順次移動いたしますので、最終的には 4 月中旬ごろまでかかる予定でございます。

○委員長

「財政健全化計画（一般会計）収支計画の見直しについて」

○（財政）中田主幹

財政健全化計画の一般会計分の収支計画の見直しを行いましたので、報告いたします。

まず、主な変更点を説明いたします。配付資料をご覧ください。

まず、平成 18 年度から 20 年度までですが、18 年度は決算数値に置換え、19 年度は本定例会補正後の時点で、予算上の単年度収支は 3 億 6,100 万円の赤字となりますが、不用額等を考慮して単年度収支は均衡するものと見込んでおります。また、20 年度は、本定例会に提出させていただいております予算案としております。次に、21 年度以降は、一定の前提条件の下で試算しております。

まず、歳入についてでございますが、地方税は 18 年度決算、20 年度予算案を踏まえ再算定を行いました。主な変更点といたしましては、18 年度決算における固定資産税、都市計画税の評価替え等に伴う収入の落ち込みのほか、20 年度予算における法人市民税、たばこ税の減を反映させ、個人市民税につきましてもここ数年の動向を考慮して、

減少率を拡大して見込みました。その結果、表の右下にございますように、20年度から24年度の市税収入額は現行計画と比較して31億4,200万円の減と見込みました。

次に、（２）地方交付税は、22年度国勢調査人口が反映される23年度につきましては、現行計画と同様に３パーセント減と見込み、そのほかの年は20年度での国の地方財政対策の動向などから、前年度と同額と見込みました。

（４）繰入金では、下水道事業会計からの借入を新たに見込みました。

次に、（５）地方債では、臨時財政対策債は20年度以降6.3パーセント減と見込み、退職手当債は、職員給与の再算定により借入額を、現行計画より20年度から24年度で２億8,300万円増と見込んでおります。

また、公的資金借換債につきましては、19年８月に国から実施要綱等が示され、現行計画の借換え年度と額の変更を行いました。

次に、２ページでございますけれども、歳出についてであります。

（１）人件費では、職員給与費は19年度までの給与の独自削減等を継続し、さらに20年度の期末手当削減、加算凍結についても、21年度以降も継続と見込んでおります。

なお、職員給与費の削減につきましては、毎年度財政状況を見ながら判断していくこととしております。

（３）公債費につきましては、先ほど地方債で説明いたしました、公的資金の借換えの年度と金額が変更となっておりますので、再度見積りを行っております。

（４）補助費等では、現行計画と比較いたしますと、石狩湾新港管理組合負担金の減を見込み、後期高齢者医療の療養給付費等負担金、北しりべし廃棄物広域連合負担金等で増を見込んでおります。

（５）普通建設事業費では、現時点で見込まれるものを計上しておりますが、現行計画との比較では、新たに消防署朝里出張所建設、庁内LANのサーバなどの情報機器の更新などを見込んだほか、廃棄物最終処分場第２期拡張整備事業と旧手宮鉄道施設修復事業の実施年度、工事費などを変更いたしました。

（６）物件費・維持補修費・積立金につきましては、事務事業の見直し必要額を考慮して見込額を算出しております。具体的に申し上げますと、物件費・維持補修費・積立金の項目に限らず、歳入増や歳出削減の取組などの事務事業の見直しなどで20年度予算と比較いたしますと、21年度には３億円、22年度には5.7億円、23年度以降は6.4億円の効果が出る見直しを行わなければ、この計画を達成することができないこととなります。

（７）繰出金につきましては、国民健康保険事業は20年度以降同額とし、後期高齢者医療保険事業では、20年度以降毎年４億円弱の繰出しが必要となります。

また、病院事業への繰出金につきましては、19年11月に示しております資金収支計画の繰入金の整合性を図り、繰出し見込額を変更いたしました。

下水道事業につきましては、公的資金の借換えなどで繰入金の縮減に努めておりますが、処理区域内の人口密度の減少に伴い、元利償還金に対する公費負担が増加することから、繰出金が現行計画よりも増額となります。

このような前提条件で歳入歳出額の見直しを行った結果、配付しております「財政健全化計画（一般会計）の収支計画」に示した内容となります。その結果、表の一番下の行の累積収支の欄にございますように、累積赤字額は21年度には11億900万円、22年度には７億3,300万円、23年度には４億3,800万円となり、最終24年度で1,700万円の黒字を見込んでおります。

最後になりますが、本計画を達成するためには、歳入増や歳出の削減のさらなる取組が必要となりますので、４月以降改めて事務事業の見直し等について検討してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市文化芸術振興基本計画について」

○（教育）生涯学習課長

小樽市文化芸術振興基本計画について報告いたします。

この基本計画は、平成18年 3 月に制定された小樽市文化芸術振興条例第 7 条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されたものであります。

お手元の基本計画ですが、目次後の 7 ページで構成しております。

初めに、1．基本計画の策定にあたってで（1）計画の目的、（2）計画期間、（3）計画の進め方をうたっております。計画の目的は、文化芸術施策の総合的な取組を行うことで、市民すべてが生涯のあらゆる時期に文化芸術に親しみ、潤いある市民生活を送ることを目的としています。計画期間は平成20年 4 月から30年 3 月までの10年間で、計画の進め方としては、市民の自主性、創造性を尊重しながら、社会経済や市民ニーズの動向により、弾力的に事業を見直すこととしています。

2．文化芸術振興の基本理念であります。豊かな郷土文化を礎にした「文化の香り高い街おたる」を創造するを基本理念としております。これは自然環境に恵まれ、多くの芸術家、文学者を輩出した小樽の文化的歴史を踏まえ、今後目指すべきまちの姿を記載したものです。

3．文化芸術振興の基本方向であります。 （1）文化芸術と産業が共存する魅力のあるまち、 （2）文化芸術による地域づくり、人づくりのまち、 （3）文化芸術を通じた次世代育成のまちの 3 本から成っています。

4．文化芸術振興の基本方針については、条例第 6 条に規定された 3 項目となっています。

5．基本計画として、（1）から（7）までの 7 項目を掲げています。これも基本的に条例第 7 条の 7 項目と同じとなっております。

3 ページ以降につきましては、この 7 項目の基本計画について施策の視点を明らかにした上で、施策の方向として、それぞれの視点でのより具体的な施策の方向を記載しております。

○委員長

「学校給食におけるマッシュルームの異臭について」

○（教育）学校給食課長

別紙資料 1 に基づき説明申し上げます。

概要についてであります。平成 20 年 2 月 6 日の給食献立のうちミートボールのカレー煮を予定していましたが、新光共同調理場で検食した際、具材のマッシュルームに薬っぽい異味を感じたため、急きょ新光共同調理場受配校24校と単独校 6 校の給食供給を中止することとし、各学校へ連絡しました。しかし、小学校 6 校、中学校 2 校で短縮授業のため給食時間が早まっていたこともあり、186名の児童が同献立を食べてしまいました。その後、食べた児童について体調不良の有無などの確認を行ったところ、張碓小学校の児童22名が腹痛、下痢などの症状が 2 月 6 日にありましたが、翌 2 月 7 日は学校へ通常どおり登校しており、病院で受診した児童はありません。張碓小学校以外の児童については、体調不良などの報告はありませんでした。

なお、学校教職員は19校で59名が食しており、3 校 5 名に同様の症状がありました。

主な経過については記載のとおりであります。

対応などについてであります。当面の対応としましては、2 月 7 日に各学校の状況を把握後、教育委員に概要を説明し、当面する対応として 2 月 8 日から調理場での検食時間を12時から11時半に30分繰上げし、さらに調理過程での食材の異味、異臭のチェックや、でき上がり時の検査の徹底を図ることとしました。

2 月12日の給食担当者会議で各学校における検食実施体制の再確認を依頼し、学校での検食を徹底するよう指導するとともに、各学校長に対しては 3 月の小中校長会において、児童・生徒の喫食前の検食実施の徹底、学校内での連携を図るよう改めて指導しました。また、調理場と学校との連絡・連携体制をこれまで以上に密にするよう努めることとし、2 月12日の短縮授業時の給食開始時間の調査結果をもとに、食材に異変が生じた場合に対応できるよう、調理場の連絡初動体制の整備をいたしました。

今後の対応についてであります。保健所など各関係機関の検査結果が示されたことを受け、2 月21日の教育委

員会において、この間の経過や当面の対応を報告するとともに、今後の対応について協議し、現在、調理場及び学校における食材の異変に対する対応マニュアルの作成、運営協議会における使用食材の選定強化を進めておりますが、今後 3 月 27 日開催予定の教育委員会第 3 回定例会にこの間の対応策をまとめ、報告する予定であります。

今回のマッシュルームの異臭発生に伴う体調不良の発生要因については、2 月 25 日に保健所から「同所及び愛知県健康福祉部の検査結果（中間報告）からは特定できない」旨の発表がされておりますが、製造メーカーである株式会社天狗缶詰を管轄する愛知県などの動向を踏まえ、保護者をはじめとする関係者への説明及び同食材を納入した北海道学校給食会に対して、給食を取りやめ廃棄した食材費の補てんなどを求める予定であります。

○委員長

「学校給食オタモイ共同調理場の民間委託化について」

○（教育）学校給食課長

別紙資料 2 に基づき説明を申し上げます。

学校給食共同調理場の民間委託化については、「1 これまでの方針」に記載のとおり、施設ごとに順次民間委託化を進めていくこととしております。現在までの経過は「2 経過」に記載のとおり、ほぼ 1 年前から関係団体等の協議、説明等を行ってまいりました。今回、民間委託の対象となるオタモイ共同調理場の供給校 11 校の保護者を対象とする説明会を、8 月から 10 月中旬までの期間に、小学校、中学校の共同開催を含め、延べ 9 か所で実施いたしました。説明会の中で保護者の方々から寄せられた御質問や御意見は、学校給食の安全の確保や質の維持に関するものが一番多く、委託した場合の調理体制などはどのようなになるか、委託する業者の選び方や契約年数など、また、民間委託とは直接関連はありませんが、給食費や給食内容の情報提供など学校給食全般に関する御質問もありました。総じて学校給食の安全・安心の確保、質の維持についての御意見が主要なものだということふうに受け止めております。

こうした御質問や御意見については、その場において説明や意見の交換を重ねてまいりましたので、委託化の方針に対して大方の理解は得られたものと認識しております。また、市の職員団体とも労使協議の上、同意を得るところであります。

次に、「3 今後の進め方」であります。オタモイ共同調理場の調理等業務の委託化は、平成 20 年度の 2 学期から、委託業者による調理を開始する予定で進めてまいりたいと考えております。

次に、「4 オタモイ共同調理場の調理業務・ボイラー業務等の民間委託化」についてであります。運営体制と委託業務の表に記載のとおり、今まで調理場の運営は市の職員で担当しておりましたが、委託した後においては、調理員とボイラー員については委託会社の社員が担当することとなります。ただし、場長、栄養士などの管理部門は、引き続き職員を配置したいというふうに考えております。

委託期間は年度での契約といたしますので、20 年度については 20 年 8 月から 21 年 3 月を主要な期間ということ想定しています。

また、委託事業者の選定の方法については、業者から提示される価格のみによる選定ではなく、仕事の進め方や衛生管理などについての企画提案書を比較検討して選定するプロポーザル方式によって、優良業者を選定する考え方であります。

○委員長

「学校給食費の改定について」

○（教育）学校給食課長

別紙資料 3 に基づき説明申し上げます。

本市の給食の実施内容及び保護者に負担いただく給食費の水準等について、教育委員会は保護者、学校教職員、学校長で構成されます小樽市学校給食運営協議会に諮問し、検討をいただき、答申を受けて決定してきております。

現在の学校給食費は、平成11年度の改定後9年間据置きとしてきました。最近は各種食料品の値上げが続いており、学校給食で使用している各種食材についても全般的な価格改定があったことから、小樽市学校給食運営協議会からの答申内容を踏まえ、20年度から改定を行うことといたしました。

改定金額は資料3の後段に記載のとおり、給食費の月額で申し上げますと、小学校低学年3,300円を3,500円に、小学校高学年3,400円を3,600円に、中学校1、2年生は4,100円を4,350円に、中学校3年生は3,900円を4,100円に改定する内容であります。引上げ額は、小学生及び中学校3年生は月額200円、中学校1、2年生は月額250円となり、改定率はおおむね6パーセント前後であります。

改定に至った主要な理由につきましては、一つには19年度から原料を道産小麦100パーセントとしたパンを供給し、単年度限りの助成措置が学校給食会から行われておりましたが、20年度から同助成措置も終了することや、小麦の原料価格が上昇したことがあります。また、次に米飯のほかラーメン、うどんなどのめん類も原料価格の引上げにより価格改定され、牛乳も飼料価格の上昇などを背景とする価格の引上げが行われ、また、おかずに使用する食材も油脂類、冷凍食品、調味料などをはじめとして、20年4月以降もさらに食材価格が上昇する状況となっていることもございます。

給食内容との関連では、資料3の前段に20年度の給食内容について記載しておりますが、成長期の子供に対する給食による所要の栄養量確保は不可欠であり、現行の給食の質は維持する必要があることや、さらには献立やパンの種類の一部変更や、牛乳と牛乳以外の飲み物の見直しなどの経費を抑える工夫を一部行いましたが、食材の安全・安心の重視なども考慮したとき、おかずの経費圧縮には一定の限度があることなどからの理由であります。

今回の改定に際しまして、当初の試算におきましては、主食をはじめとする全般的な価格改定によって、1食当たりの単価については8パーセントほどの上昇が見込まれましたが、パンの種類の一部変更や牛乳と牛乳以外の飲み物の見直しなど給食内容を一部見直すとともに、今後のメニューの創意工夫も行うこととして、改定額を6パーセント程度に圧縮した内容であります。今後、保護者の皆様へ改定内容の周知を図るため、20年度からの改定金額及び改定の理由などにつきましては、本委員会への報告を経まして、今後文書をもって各家庭へ連絡し、理解を得ていく予定であります。

○委員長

次に、本定例会に付託された各案件について順次説明願います。

「議案第30号について」

○（総務）総務課長

議案第30号小樽市公平委員会設置条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

公平委員会の設置の根拠は、地方公務員法第7条に規定があり、市については人口15万人が基準となり、適用となる項が異なります。

平成17年の国勢調査において本市の人口が14万2,161人となり、15万未満市となったため、根拠条項を第7条第2項から第7条第3項に改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第31号について」

○（総務）企画政策室渡辺主幹

議案第31号小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例案について説明いたします。

寄附条例の制定は、寄附を通して施策を展開するという住民参加型まちづくりを進めるとともに、市外在住者との交流や事業推進に当たっての財源確保などが期待できるものであり、条例第1条の目的に示すとおり、小樽の歴史的な産業遺産等を生かしたまちづくりを支援する人々からの寄附金財源として、個性豊かなふるさとづくりに資することを目的に制定するものです。

寄附の対象事業であります。寄附を募るに当たっては、事業を絞り限定してアピールすること、また寄附金の成果が目に見える事業であることが大切であり、具体的には条例第 2 条により、近代化産業遺産である旧国鉄手宮線の保全活用事業や景観条例に基づく登録歴史的建造物の保全など、本市の歴史的な財産を対象事業としております。

また、この寄附金を管理運用するため、第 3 条に基づき新たに基金を設置するものです。4 月 1 日施行後、広報誌やホームページでの情報発信はもとより、東京小樽会や関西小樽会など小樽にゆかりのある方々に寄附を呼びかけるなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「議案第 46 号について」

○（総務）職員課長

議案第 46 号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、国家公務員においては平成 18 年 7 月 1 日から職員の休息時間が廃止されたため、それに準じて職員の休息時間を廃止するものです。

○委員長

「議案第 50 号について」

○菊地委員

議案第 50 号小樽市非核港湾条例案について提案説明をします。

2008 年 2 月 7 日入港の揚陸指揮艦ブルーリッジで、1961 年以降小樽港に入港した米艦船は 70 隻に上ります。1982 年、核兵器廃絶平和都市宣言を市議会で全会一致で決議、1997 年に民間港で初めて米空母インディペンデンスが小樽港に入港するということで開催された臨時会では、小樽港の商業流通港としての平和的発展を希求する決議を全会一致で可決しています。そうした市民の願いとは裏腹に、たび重なる米艦船の寄港に市民の不安も増大しています。本定例会では、非核港湾条例制定を求める陳情が提出されています。新総合計画策定に向けた市民アンケートでも、小樽港に軍艦を入れないでほしいという意見も寄せられています。これまで小樽市がとり続けてきた三原則クリアでは米艦船寄港阻止の歯止めにならず、商業港湾としての平和的発展は望めません。全会一致での議会決議の実効性を確かなものにするためにも、非核港湾条例の制定こそが求められます。各委員の皆さんに御賛同をお願いして、提案説明とします。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○菊地委員

パブリックコメントの是非について

初めに、今報告をいただいたことについて質問したいと思います。

一つはパブリックコメントの部分についてですけれども、意見を提出できる方ということで、小樽市に納税義務がある方とありますね。市外に住所を有する方で、納税義務のある人のことだと思うのですが、それは先ほど説明を受けました小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例案を意識してのことなのかお尋ねします。

○（総務）企画政策室渡辺主幹

直接リンクさせているということではないのですが、パブリックコメントですから、より多くのお話を聞くというのが筋でございまして、例えば東京の方におられて固定資産税を払っている方、そういう方々にも何らか

の形で参与していただき、そういう方がたまたま今回の寄附条例ができて、そういうことだったら賛同できるということもあるかもしれないという提案です。

○菊地委員

組織機構の見直しに伴う執務室の移動について

次に、組織機構の見直しに伴う執務室の移動についてお尋ねします。

図面を見ますと、介護保険課の窓口が別館の方にありますね。先ほど説明を受けた限りでは、確かに後期高齢者の関連とか福祉の窓口が別館 1 階にありますから、それは理解できるのですが、実際の介護保険の業務は本館に残ったままです。そうすると、果たして窓口だけで対応しきれない問題が出た場合に、本人に直接行っていただくということはないにしても、いろいろ業務上混乱を来すことがあるのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○（総務）総務課長

今、介護保険課の窓口のお話でしたが、今回の機構改革の中で新しく医療保険部をつくりまして、いわゆる関連の部分の窓口を同じフロアで一元化することが市民の皆さんの利便性に通じるだろうということで、今回そういう形をとりました。

確かに介護保険課の本体は別のところにありますけれども、事務処理は原課の方でもさまざまな対応を考えていて、市民の皆さんには御迷惑がかからない方法で対応をさせていただきたいと思っています。

○菊地委員

別館 1 階に後期高齢・福祉医療課を持ってきたということなのですが、まだこの案がここまで固まる前に機構改革の説明を伺った時点では、本館の 1 階、現在、地域福祉課になろうとしているところに高齢者関係や介護保険を一括して、そこで市役所に来られた方のすべて業務がワンストップで手続きできるようにするのが一番ベストではないかというふうに思っていたものですから、そういうことはお考えにはならなかったのでしょうか。

○総務部長

一つの考え方としては、今お話がありましたとおり、高齢者の方を中心とする考え方も選択肢としてはあったのだと思います。ただ、問題は、医療保険という今かなり複雑な分野をやはり 1 か所でやらないと、国民健康保険に入っていて一定の年になったら隣の後期高齢者医療制度に移るわけです。ここのところはまるきり同じことをやっていて年齢だけが制限されているというふうになるので、ここは一緒に置いておかないと、明日から後期高齢者医療制度に移っていくという現象が生まれますので、医療保険としてはやはり一緒の場所にあるのが適切だろうというのが今の国民健康保険と後期高齢者医療制度の関係です。

それともう一つは、介護保険課の部分をどうしようかという議論がありまして、本来であれば今の別館の 1 階と一緒に入れば一番よかったのですが、現実には国保年金課なり後期高齢・福祉医療課に用事があって来て、そのまま介護保険課にも用事がある方はどのぐらいいるのかというシミュレーションをしてもらいました。思ったよりそんなに数が多くないということもありまして、ただ一義的には同時にサービスをしたいものですから、介護保険課の窓口だけは置いておき、そこである程度初動の部分についての処理はさせてもらう。ただ、どうしても細かい部分になれば、それは介護保険課は渡り廊下を渡ってすぐ下ですから、そう遠くもない場所にありますので、行っていただく方も出てくるとは思います。ただ、基本的にはその窓口の中で処理ができるような方法でとりあえずやりたい。1 年間やってみて介護の窓口にどのぐらい市民の方が来られるのか。それを見ながらまた随時、適宜判断していきたいと考えております。

○菊地委員

その介護保険課の窓口に来られる方というのは、年、月、日で言ったらどのぐらいの人数がわかりますか。

○総務部長

数字はありませんので、どのぐらいかは申し上げられませんが、今私が言ったのは、介護保険課の窓口は相当数の方が来られるのですが、保険と介護の両方に用事があって来るという方は、数字的にはそう多くはないというようなシミュレーションもあったものですから、今とりあえずそういう判断をさせていただいたということです。

○菊地委員

もう一つは、国保年金課には結構個人的な相談もありますね。私たちが国保の支払の問題について相談を受けたら、窓口にお連れして、原課の職員の方とお話することもあるのですけれども、相当プライベートなことなので、できれば相談のスペースをきちんと隔離したところにつくっていただきたいという要望を持っていたのです。今その答えをどうこうというのではないのですけれども、そういうことで言うと、窓口がずらっとあるのと国保年金課の本来の業務でさらにスペースがとられるのではないかと思いますので、国保の業務に支障が及ばないような配慮はされているのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○総務部長

確かに限られたスペースの中で市民サービスを何とかしたいということで入れていますので、余裕があるわけではないのは事実なのです。ですから、そこのところは一義的に今こういうやり方でやらせていただき、今、御指摘のあった特に収納関係でのプライバシーの問題についても、十分気をつけて、個別に部屋を設けられればいいのですが、なかなかそうはならないにしても、多くの人の前でそういうことが行われなような配慮は十分にやっていきたいと思います。

○菊地委員

もう一つ、介護保険課の窓口を上を持っていくということでの組合団体との協議というのは、決着がついたのでしょうか。2月の組合ニュースでは、このことについてまだ協議が続行しているようでしたが、その部分についてはどうなっていますか。

○総務部長

これは福祉部と市民部で、今、関係団体と話しているのだらうと思います。最終的に決定というふうには聞いていませんけれども、今週あたりをめどに精力的に今やっていますので、おおむね理解はいただけるのだらうというふうに思っています。

○菊地委員

総務部長は、先ほど1年やってみていろいろ不都合があったら変えていきたいのだというニュアンスのことをおっしゃっていたのですけれども、肝心の市民の方が利用しやすいように、また、職員にとっては業務が順調に遂行されるようなあり方というのを、ぜひ協議を続けながら進めていただきたいと思います。これが本当にいいのかどうかというのは、この図を見ただけでは必ずしもベストではないということを感じていますので、そのことは一言申し添えておきます。

財政健全化計画の見直しについて

財政健全化計画の見直しについて若干お聞きします。

基本計画でいきますと、大変厳しい経済状況の中で、地方税については平成21年度以降も減収になるということでは計画が立てられているのですけれども、地方交付税も地方税も減収だから、歳出を抑えていくという計画にはなっていますが、健全化計画ですから、この地方税が減る分については何か増える手だてというのか、そういうことについての見通しというのは考えられなかったのでしょうか。

○（財政）税務長

税収増についてのことだと思いますけれども、現在の経済情勢や人口減少の中にありまして、税増収に直結すると

というような特効薬は正直見当たりませんし、今回行われました個人市民税のように、税制改正に頼るしかない状況だと考えております。

過去には、市長から、小樽市独自の小樽市にふさわしい普通税について検討せよということで研究したことがございます。そのときは、例えば観光地でございますので自販機とかいろいろなものが多いので、そういう自販機に課税できないかというようなこともありましたし、冬になりますと除雪もありますので、除雪対策に係る目的税はないのかなど、市民税課内部で検討したことがございます。

ただ、そういった場合におきましては、例えば自販機の場合ですともう償却資産として他の税がかかっているということもありまして、二重の課税はできないわけです。そういったときにやはりそれはクリアできないし、また除雪費につきましても、道路に面している人は取れるけれども、道路に面していない人はどうするのかなど課税対象者の公平感ということもあり、なかなか発車することができないというような状況で断念したことがございます。

ただ、例年の作業としましては、個人市民税におきましては毎年申告をされた内容を精査して、扶養否認ということで税収増を図っているところがありますし、また滞納につきましては、これまで行ってきていますけれども、預貯金などの差押えを強化するとともに、粘り強く滞納者と向かい合い、納入増を図ってまいりたいということを考えております。

○菊地委員

人口も減少、高齢化ということでは、課税客体がどんどん弱まっていることがわかるのですが、今、税務長が答弁をされたように、地方税として税収を上げるということができないとなった場合に、増収対策については財政部として何か考えられないのでしょうか。

○税務長

今の答弁でちょっと漏れたのですが、前回の委員会の中でも質問がありましたが、入湯税につきまして、課税免除の見直しを行い、日帰り入湯客に課税したいということで、これまで数年間関係者と話し合いをしてまいりました。この前の答弁と同じようになりますけれども、現在の経済状況、要するに灯油等が高騰して経営を圧迫している中、また、人口減によって利用客が減っているということにより経営もなかなかうまくいっていないという状況にありまして、これも強行に推し進めるということもできません。

ですから、そういうような見直しをこれからも粘り強くやっていって、税収増につなげてまいりたいと考えておりますし、やはり賦課漏れや滞納している部分につきまして、いかに納付してもらおうかということを粘り強く行っていくことしかないと考えております。

○菊地委員

個々人の納税者の方へ対応されるということになれば、それなりに各事情もあるかと思しますので、そこをぎりぎり詰めるように私は言っているつもりはないのですけれども、大口のところにはぜひそれなりにしていただければと思います。

高齢の方や多額の税金をなかなか納めることができないような人が多い小樽は、自治体としてはこれから財政問題では大変苦慮するところなのだと思いますのですけれども、弱者に優しいまちとして生き延びるためには税収に頼れない、そこをきちんと補てんする意味での地方交付税の役割をしっかり果たす、そういうことを引き続き国に対しては要望していかなければいけないのかと、それが今一番求められることになるのかというふうに思っています。

学校給食について

学校給食についてお尋ねしたいと思います。

今、何点が御報告をいただいたのですが、マッシュルームの異臭事件で、食材を納入した北海道学校給食会に対して補償などを求めるとありますけれども、納入した先の株式会社天狗缶詰との関係ではどのようなのですし

ようか。

○（教育）学校給食課長

基本的に子どもへ納入している業者につきましては、北海道学校給食会ということですので、直接の相手方としては、学校給食会の方に補てんを求めていると思っております。

また、給食会と、製造メーカーは天狗缶詰ですから、それらの関係はその段階でまた生じるかというふうに思っています。

○菊地委員

給食費の問題については、昨日もできるだけ値上げ幅を圧縮させてほしいという意見がいろいろ出ていたと思うのですが、給食の残食がありますね。その残食についてはカロリーベースでは押さえていないようですが、全体のつくる量のうちのどれくらいの率で残っているかということについては押さえていると思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校給食課長

残食率の調査の関係ですが、オタモイ共同調理場については一応対象の供給校を調査するようにしておりますし、新光共同調理場につきましては供給校が大変多いものですから、サンプリングをしてローテーションをしながら、順次、今全校当たるように期間を決めてやるような形でやっております。

それから、あと率の関係ですけれども、おおむね10パーセント台、20パーセント台ということですが、特に平均、例えば月平均ですとか年間平均ですとか、そのような算出はしておりませんで、あくまで個別の献立等の関連で出しているという現状でございます。

○菊地委員

カロリーベースで、これだけのカロリーをとることが必要だということで計算されて、給食はつくられていくと思うのですが、大変残食が多いということで、あんなにたくさんつくる必要があるのかという話をしていましたら、我が党の中島議員に、それはそうでしょうと、栄養士の立場で言ったら当たり前のことだと怒られまして、それはお尋ねできないと思ったのですが、ただ残る給食と残らない給食があると思うのですが、その意味ではし好の調査、また、どうしてこんなに残るのかというような調査・研究というのはされているのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

し好調査の関係ですが、従前平成15年にアンケートをしたことがあります。また、その後それぞれの学校で行われている場合もありまして、各学校で行われた場合はそうした結果を調理場などでいただいております。

それから、子供を直接対象とする以外に、保護者の方々からPTA活動などを通じまして試食会などの申込みがありまして、そういうのも年間開催しております。そういった際は保護者の方が対象ですけれども、子供の給食の状況に関してということで、し好も含めてアンケートを実施させていただいております。

○菊地委員

給食費の値上げそのものをやむなしとしているわけではないのですけれども、子供たちのためにつくられたその給食が、本当に喜んで食べていただけるような、無駄にならないような、そういう工夫・研究を引き続きぜひお願いしたいと思います。

オタモイ共同調理場の業務委託について

引き続きオタモイ共同調理場の業務委託の件で何点かお尋ねします。先般来の予算特別委員会などでの議論の中でも食材の管理について、また、購入については引き続きオタモイ共同調理場が責任を持つと話されていまして。オタモイ共同調理場の調理工程、日々の安全管理、それから衛生管理、これらはどういうふうになりますでしょうか。

○（教育）学校給食課長

業務としては、主なものとしては調理業務、午後の洗浄業務、それから場内の清掃、そういう関係が主でございますけれども、例えば調理業務につきましては、受託者のほうに、例えば調理作業に入る前に健康状態がどうかとか、そういったものも日々チェックをしていただき、受託者として取りまとめて私どもに報告をいただき、確認をする形になっております。そうした意味では直営のときと同じように、調理員の健康状態も把握をできますし、基本的には現在行っている内容をベースに、委託業務の仕様書の中で書式を定めるとか、そういったことをきちんと行っていきいたいと思っております。

また、衛生管理のほかにも安全管理ということがございます。例えば場内の点検の関係については業務自体が完了したときには完了報告を日々出させるとか、そういった内容に基づいて日々適正に行われているかどうかという確認をしてまいりたいと考えております。

○菊地委員

それぞれ説明をいただきたいのですが、現在、例えば調理員が調理業務を終えました。そして、清掃も全部やりますね。そして、最終的に業務が終了したときの調理器具が、きちんと保管されているのか、それから調理室そのものの衛生がこれでオーケーですということを直接目で見て、最終的に確認する責任というのはどなたにあるのですか。

○（教育）学校給食課長

給食の実施主体ということではあくまで教育委員会であり、業務の一部委託という形態でありますので、最終的な責任ということでは私どもの方にあると思っております。

○菊地委員

委託ということですので、そういう業務はすべて委託された方がやるわけですね。日々それを直接目で見たり、それをここはこうだったというふうにして確認したりチェックして、それを相手方に直してほしいといったことはどういう形で行っていくことになるのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

基本的には受託者側との打合せというのは日々行う予定でおります。事前に受託者の方で作成した調理の工程表、そうしたものを基に調理関係の打合せをいたしますし、また、私どもが気づきました軽易なことにつきましては、改善事項ということで、そういう日々の打合せの中で申し上げることもあろうかと思います。

また、その処理経過をいただき、内容の確認をしていくことが基本ではありますけれども、委託業務が適正に行われているかどうかということについて、調査の必要性があれば、それは私どもとして行いたいと考えております。そしてまた、その結果について改善が必要であれば、受託者から改善報告書をいただくなど、協議してまいりたいと考えております。

○菊地委員

全国で給食調理の民間委託ということが実際に行われていまして、今度の小樽市のように栄養士は従来どおり官の方、そして業務だけ委託しているけれども、実際には味つけの問題など栄養士が立てた献立に基づいて調理されるわけですから、直接的な連絡あるいは調理場においての指導とかということがあって、それが偽装請負になるのではないか、こういうことが指摘されて、直営に戻したというようなことも起きているようなのです。

昨日、実は川田次長が佐々木議員の質問にこのように答えたのです。栄養士が直接指示をしますのと答えていたので、そういう場面がもしあるとすれば、これは非常に法律違反の偽装請負になるのではないかというふうに私は思っていたのですが、それはいかがなのでしょう。

○教育部川田次長

昨日私が申し上げたのは、そういったことを指導するという言葉を使いましたが、当然、委託ですので、

私どもの栄養士が調理員に直接指導することはできません。ですから、今、課長が言ったように、向こうの会社の責任者と日々話合いをするわけですから、その中で指導しているという、そういう意味でちょっと言葉足らずのところもありましたけれども、調理員の現場に入るということではございませんので、御了承いただきたいと思います。

○菊地委員

多分そのような答えが返ってくるのではないかと考えていたのですが、ただ心配なのは、なぜ全国でそういうことが起きているかという、献立を立てるのは栄養士ですね。今は栄養士も直接、調理場の中で調理員と味つけの問題などを協力しながらやっているということです。子供たちの食べる学校給食ですから、極力そういうことが必要なのではないかと思います。それを今度委託されたら、そういう密接な関係での指導などができなくなるわけです。あくまで日々の打合せ、終わった後の点検、それがきちんとつくられているかどうかの点検。これらについてはこれまでとは違って、作業工程の中で栄養士の目が届くということとはなくなるわけです。それがすごくまずいのではないかと、本当に学校給食でそういうことでうまくやっていけるのかという心配があるのです。

ですから、やむを得なく子供のためを思って、栄養士と委託先の調理員とが協力しあう。しかし、それはだめですよということになっているという非常に矛盾した現象が全国で出てきて、直営に戻さざるを得ない、戻すことがベストだということが出てきているものですから、本当に今のオタモイ共同調理場でやろうとしていることが、昨日、川田次長がおっしゃっていた安心・安全な給食の提供の継続につながるのかどうかというのは、私は非常に疑問だし、どうして民間に委託することが安心・安全な学校給食の供給につながるのかということが大変に疑問が残る答えだったものですから、これはぜひとも民間委託を考え直していただきたいし、この後、問題が出てきたら、早急にまた改善をしていただきたいということを申し述べておきたいと思います。

非核港湾条例について

非核港湾条例についてお尋ねしたいと思います。陳情にかかわっても答えていただけると思うのですが、共産党の今回の提案で30回という切りのいい議案に、非核港湾条例に関しては総務部の方に答えていただけるかとお尋ねしたいと思います。

最初に、日本国憲法でこれまで非核港湾条例に関しては、アメリカの艦船が小樽港に入港することについてはずっと議会なども開きながら、市長及び理事者の皆さんとは考え方について議論を重ねてきたところなのですが、改めて日本国憲法についてお尋ねしたいと思います。

日本国憲法は、武力の不保持とか交戦権の否定など戦争の放棄、平和に徹することをうたっていると思いますけれども、このことについてどのようにお考えかということについてお答えをお願いいたします。

○（総務）総務課長

日本国憲法の条文の解釈そのものについては確かにさまざまな考えがあると思いますけれども、一般的には菊地委員のおっしゃるとおり戦争の放棄ですとか、いわゆる平和主義を基本とするものである、これはそのとおりであると思います。

○菊地委員

これまで小樽港に入港しようとする艦船には核を積んでいるかいないかということ、アメリカ総領事館なり、そういったところにお尋ねしてきましたね。その都度お答えいただいていると思うのですが、事前協議の対象となっていないということでの答えが返ってきていると思います。ただ、アメリカの軍用機とか艦船の立入り、小樽港への寄港など、そういう問題については事前協議の対象にはしないのだという核密約、それがあつたのですが、そのことについては御承知でしょうか。

○（総務）総務課長

どういうものを核の密約と言うのかというのはあると思いますが、以前に新聞報道等で、いわゆるそのような核

の密約というような報道があったことは承知はしておりますが、一般的には外交や防衛については国の専管事項で、国会の答弁でもそういう密約はないと国の方でも言うておりますので、そのものの存在がどうかというのを、小樽市としては国を尊重するということで考えております。

○菊地委員

日米地位協定について

もう一つ、日米地位協定が常に問題になります。日米地位協定についてなのですけれども、その第16条で米軍やその家族も含めて日本の法令遵守を義務づけています。そういう意味では日本のさまざまな法律、そういうものを無視して勝手な行動は許されないと思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

確かに今委員がおっしゃるとおり、日米地位協定の第16条に日本法令の尊重義務ということで、日本国において日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である、このような条項があることは承知しております。

○菊地委員

私が先ほど提案説明の中でも述べたのですが、小樽市議会は核兵器廃絶平和都市宣言を市議会全会一致で可決しました。よく神戸方式ということが言われますけれども、1975年には神戸市議会も全会一致で、核兵器積載艦船の神戸港の入港拒否に関する決議を可決しています。思いは同じ、同じ決議だと思うのですが、それ以降神戸港には米艦船は入港していないのです。小樽市もこの決議に基づいて積載可能艦の入港拒否を強く主張してもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

確かに、今、神戸市の方では核兵器積載艦船の入港として具体的な形で決議があったのかもしれませんが、小樽市としては核兵器廃絶平和都市宣言、これを全会一致でいわゆる理念としての平和を願う、これは皆市民も一緒のことですので、そのことから直ちに神戸市議会の決議と同様な入港の拒否ということには単純にはならないのではないかなというふうに考えております。

○菊地委員

小樽市の港湾施設管理使用条例は港湾管理者の固有権限として危険物の持込みを禁止しています。例えば核兵器などもこの危険物の持込禁止に入ると思うのですが、こういった点も強く主張して、港湾使用を許可しない、こういうこともできるのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

今の港湾施設管理使用条例そのものの考え方については、ちょっと所管とは外れる部分があると思いますので、適用そのものについての答弁は差し控えますが、ただ一般的には港湾施設管理使用条例は、一般船舶の入港を前提とした条例ですので、核兵器を想定した規定かどうかということについては、直ちにそうはならないのではないかなというふうに思います。

○菊地委員

核兵器廃絶平和都市宣言、この市議会の全会一致あるいは小樽市の港湾施設管理使用条例、こういったものについて今お考えをお尋ねいたしました。これをもってアメリカの艦船の入港を拒否するということにはならないのではないかなという答弁でした。そうしますと、市民の小樽港を軍港化にしないでほしい、あるいは小樽港を平和な商業港として発展を望むといった、そういった市民の期待にこたえるためにも、非核港湾条例を制定する際に、そういう思いに至ることができないのではないかな、そういう小樽市民の意思を尊重すべきではないかなというふうに考えながら、毎回非核港湾条例案を提案しているのですが、その思いについてはいかがなものでしょうか。

○総務部長

平和な商業港を望むというのは私どもも同じですから、現実にはそういう形で今までもやってきていますし、そういう立場でいろいろな考え方で今までも進めております。現実には日米安保条約とか地位協定がある中で、今、地方公共団体がとり得る方法として、私どもがやっている三つの今の基準の中でのやり方というのは、私はある意味では全国で港湾管理者がいろいろなことをやっているのでしょうけれども、小樽はわりときちんとやっているというふうには私自身は思っておりますし、今回の件につきましてもいろいろありましたけれども、結果としては商船を優先するという立場で、私どもは正規に一回あの岸壁の手配ができないという返事を出しているわけです。

ですから、形がい化しているとか効果がないと言われるかもしれませんが、私は今回正式に返事をしたことで、そういうことがあるのだということを示したつもりでいますし、結果としては、最終的には商船の日程が変わってあいうふうにはなりましたけれども、私どもの立場としてはそういう主張もさせていただいたので、今後ともこれまでどおり商業港としての機能というのも大事にしながら、それぞれの場面では慎重に対応しながら進めていきたいと思っています。

○菊地委員

それでは、今答弁いただいたので、その立場でまたそれが結実していく方向を見定めていきたいということを表示しまして終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○横田委員

今朝、中学校の卒業式に行ってきました。私が行ったのは望洋台中学校ですが、議員になったときは、式次第に国歌斉唱がなかったし、国旗もありませんでしたが、これからは小学校の卒業式もありますので、よろしくお願いします。

消防朝里出張所の改築について

私の方から 1 点だけ、消防署の朝里出張所の建替えが予算にのっております。大分前から朝里の出張所は地主の関係でいろいろありましたが、いよいよ動き出したということでもあります。この概要について消防署でどう考えているのか、説明をお願いいたします。

○（消防）総務課長

消防朝里出張所の改築については、昭和41年に建設されて42年経過しているということで、かなり老朽化が著しいため建替えに着手するという考え方です。それで、建設場所については新光 1 丁目 8 番、いわゆるコミュニティセンター候補地の一画に、大体道道定山溪線に面した部分の朝里川温泉側の約650平方メートルの用地に建設を予定しています。規模としては 2 階建てで580平方メートル程度を考えております。

また、配置車両につきましては、現行タンク車、あと予備のポンプ車を配置していますけれども、地元の方から強い要望がありました救急車も配備いたします。この救急車については、現在、手宮署に配備している救急車を配備するという考え方で進めております。

それで、平成20年度につきましては、今、地質調査委託と本設計、基本設計については建設部に直営でお願いし、21年度に建設費を計上して21年度中に完成させたい。こういったような計画の概要となっております。

○横田委員

例の共同住宅の跡の角地の今何か収蔵庫が建っているあの並び、今の交番の国道寄りというような感じですか。

○（消防）総務課長

私どもで持っている敷地の一番道道定山溪線の角地に信号があります。その朝里川温泉寄りということです。

今現行の交番が建っているちょうど真向かいぐらいになるというふうには考えております。

○横田委員

細かい部分はこれからでしょうけれども、今の話ですと平成21年度中に全部完成して供用開始できるということですね。

○（消防）総務課長

そのように予定はしております。

○横田委員

課長の話の中にもありましたけれども、救急車の配置をやはり大変に要望していたとのことです。平成21年度の供用で救急車が運用されるというふうに解釈をいたします。ぜひ早急に工事を進めていただきたいと思います。もう一点は同じ土地内にコミュニティセンターの計画があるのですが、それとこの消防署の関係は、どのようになりますか。

○（総務）企画政策室長

以前から消防朝里出張所との合築統合について、いろいろと検討した経過がございます。今、消防本部総務課長からありましたとおり、救急車の配備あるいは現の朝里出張所の老朽化ということもあって、消防朝里出張所を先行しようと、そういったことで判断をしております。

ただ、委員の御指摘のこの土地の面積なのですけれども、全体で3,200平方メートルほどございまして、今、消防本部の方で進めている出張所用地としては、約650平方メートルほどで建つだろうというふうに考えております。残り2,500平方メートルほどありますので、実は建設部にも協議をいたしまして、仮に650平方メートルとった場合に一定規模のコミュニティセンターは可能かどうか。これは建てるとか建てないとかということもあるのですけれども、可能かどうかということシミュレーションをしています。それで一定程度の駐車数地も確保しながら建設は可能であるという、そういった判断をしておりますので、そういうレベルで御理解をいただきたいと思います。

○横田委員

コミュニティセンターについてはずっと前からいろいろと希望がある中で、こんな財政状況ですから、なかなか難しいという話でしたけれども、ひとついいものを早く建ててほしいと思います。

交番も同じ用地に建っていまして、これは前は消防出張所との合築といった話があったのですが、それは全くだめなのですか。

○消防本部次長

実はその話もございまして、消防を先行するというので、小樽署の担当課と協議をさせていただきました。それで実は交番にふさわしいところとなりますと、さらに300平方メートルほど必要になるわけなのです。そういたしますとそれもとってしまいますと、先ほど言いましたコミュニティセンターの方がちょっと難しいということもございましてそのことも小樽署の方には話しをさせていただき、周辺で交番を建てる適地はないだろうかという、これは市の土地ではないものですから具体的には申し上げられませんが、そんな相談をしながら小樽署の方とは、了解と言ったらおかしいのですけれども、協議をさせていただいたという経過もございます。

○横田委員

今の土地はもちろん民有地で、無償ですか。消防がお金を払って借りているのですか。

○（消防）総務課長

今は有償です。

○横田委員

坪単価どのぐらいで借りているのですか。

○（消防）総務課長

年額30万円ほどです。

○横田委員

わかりました。終わります。

○鈴木委員

先ほど財政部の方から報告がありました財政健全化計画の収支見直しについて何点が質問させてください。

分担金負担金、使用料及び手数料について

今回提示された見直し案でございますけれども、かなりシビアな形で見ておられまして、本当にこういった形でやっていただいて健全化をしていただきたいと、まず基本的に思っております。よろしくお願いいたします。

その上でこの（３）使用料・手数料という部分がございます、これが後ろの表の方でなっております、分担金及び負担金、使用料及び手数料という欄が、これが図で入っております。これで平成19年度と20年度、ここで約4,000万円ほど落ち込んで見えているわけです。この主たる要因というのを教えていただけますか。

○（財政）中田主幹

健全化計画の収支計画の部分で、分担金及び負担金、使用料及び手数料ということでまとめさせていただいたのですけれども、平成19年度が15億4,000万円、20年度予算案が15億200万円ということで、差し引きますと3,800万円ほどの減になっております。

この要因ですけれども、まず分担金及び負担金の部分で保育費負担金、保育料でございますけれども、その部分で前年度と比較しますと約1,200万円減となっております。それとあと使用料及び手数料では2,700万円ほど減になっておりまして、合わせますと若干端数があるのですけれども、両方で約3,800万円になります。

使用料及び手数料の減の主な内容でございますけれども、まず増になっている部分といたしましては港湾関係の指定保税地域の使用料、これが18年度と19年度を比べますと約1,500万円ほど増になります。それと、減になっている要素で大きいものとしたしましては総合博物館の使用料、これが18年度、19年度にかけて2,400万円ほど減になっています。その二つにつきましては、両方とも19年度が初年度ということもございまして、なかなか歳入が、見積もりづらかったということがございまして、その辺の実績を踏まえて20年度で算定し、その増減が出てございます。

それとあと家庭ごみに係るごみの処理手数料が約1,500万円ほどこの中で減になってございます。そちらにつきましては、ごみの袋の売上げが少し減っているという形になってございます。

○鈴木委員

今の個別の減った分に関しましては、それぞれの所管がございまして、そちらの方でまた会派を通じまして聞きたいと思いますので、今回は触れません。

それで、ここにあります使用料・手数料は、平成21年度改定を見込んで3,000万円増ということになっておりますね。単純に考えますと3,000万円上乗せする、できるというような、要するに何か方策があつてするのかというふうに思うのが1点。それから、年々、今言ったように4,000万円落ちているわけですね。この2年間、4,000万円、4,000万円と落ちていてなおかつ3,000万円引き上げるということは、7,000万円ぐらい例えば何かお考えなのかということなのですが、その説明をお願いします。

○（財政）中田主幹

まず、健全化計画上で平成21年度と20年度を比較しますと約3,000万円の増と見込んでおりますけれども、これは財政再建推進プランの方でその使用料の見直しのルール化ということで、今、計画にのせております。使用料・手数料につきましては、これまで見直しのルールがなく、長期間、一斉見直しが行われていなかったという実情でございます。個々の手数料・使用料についてはそれぞれ上げてあるのですけれども、全体的なそういうような見直し

の作業がされていなかったという経過がございます。

それで、その計画では、4 年ごとに定期的にその内容について検証していこうということにしております。必ず 3,000 万円を上げるという、そういうことではございませんで、他都市の状況も見て、小樽市の料金体系が適正かどうかというのをチェックして、その内容に基づいて値上げなり値下げなりをしていこうという内容になってございます。

それで、3,000 万円の根拠ですけれども、前回 17 年度の使用料の改定の際に施設使用料の改定を行いましたけれども、それで約 2,800 万円ほどの引上げの効果が見込まれておりましたので、それを踏襲して、この計画では 3,000 万円という形でのせてございます。

それと、2 点目の年々そういうふうになっているから、さらにもっと上げなければならないのではないかという趣旨の御質問でございますけれども、先ほど申しましたように、大きくぶれているのが初年度の部分と 2 年目という部分がございます。年々その収集量で若干減少傾向にはあるのですが、今回の 19 年度、20 年度のように大幅な減になるというのは考えにくいというふうに思っておりまして、結局 20 年度に向けて経年的な部分で、今年のような 3,000 万円を超えとか 3,800 万円を切るようなことはないというふうに思っております。

○鈴木委員

そして、この 3,000 万円をプラスになるようにしなければ、この健全化計画にまずならないわけでありまして、それが例えば厳密に合わない、やはり考え直さなければというふうだとちょっと困るような気がするのですけれども。

○（財政）中田主幹

一応想定として、3,000 万円をここに計上させていただいておりますけれども、先ほども述べましたように 3,000 万円、どうしてもそこを絶対死守するということは考えてございません。見直した結果、必要なものは上げていく。そういうことになると、結局歳入が見込んでいたよりも落ちますので、今度はまた全体で考えて、ほかの見直しも含めてこの施策を策定していくというふうになると思います。

○鈴木委員

わかりました。逆に言うとロットで考えるということによろしいでしょうね。

退職手当債について

退職手当債の充当についてちょっとお聞きしたいのですが、我々、一般的な商売をやっていたものですが、これを考えますと、歳入がプラスの 2 億 8,300 万円というふうなこういう記述になりますと、何かもうかったというか、たくさんお金が入ってきて、プラス収支でよかったなというようなニュアンスで受け取ってしまったのですが、これをよく聞きますと、退職金の金額が増えて借りられる量が増えたということでお聞きしたのですが、そのところを説明してください。

○（財政）中田主幹

退職手当債についてでございますけれども、平成 18 年度からその退職手当債の借入れの対象がちょっと変わりました。どう変わったかと申しますと、定年退職が 17 年までは退職手当債の対象になってございました。18 年度以降、公務員につきましても団塊の世代の退職が始まるということで、国の方で定年退職につきましても退職手当債の対象となったところでございます。それで、小樽市においても、18 年度から定年も含めての退職手当債の導入をしております。

委員がおっしゃったように、この退職手当債は借りなければ借りない方がいいのですが、要は借りてしまえば、その分今度利息をつけて償還していかなければならないという形になります。現行では 10 年の期間で借りて、3 年据え置いて、3 年目までは利息、4 年目は元金の償還が発生します。そういう形になっておりまして、今回増となった要素は、この職員給与費につきましては、昨年は 19 年度の人員でそれぞれ退職する人数とか計算してござ

いましたけれども、それが 1 年たちまして、今現在で会計間の人の異動が若干ございます。そういう人の異動に伴います一般会計で退職する方の人数が、現行の計画で見ていたより若干増えました。それで、一般会計で負担する退職金が若干増えておりますので、その分の支払の退職金が増えまして、退職手当債もその分今度増額して借りられるというような内容になってございます。

○鈴木委員

要約しますと、改善項目ではそんなに大して意味がないというのか、そんなに機能はしていないけれども、キャッシュフローの部分で、要するに使い回しできるお金がこの部分増えるというような解釈でよろしいですね。

○（財政）中田主幹

今おっしゃいましたように、利息を含めるとその期間では絶対に増えます。ただ、この 24 年度までの計画の中でだけで考えると、その分の退職手当債ということで収入が見込めますので、その分この計画では、収入増のようになっているということでございます。

○鈴木委員

北しりべし廃棄物処理広域連合負担金について

歳出の補助費等の方に参ります。それで、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金というのがございまして、今回 5 年間で 1 億 2,200 万円増えるという形に見ております。北しりべし廃棄物処理広域連合の方の内容につきまして、またなかなか立ち入っては聞けないのですけれども、こういったプラスになるというのは現行あまり予測できなかったものでしょうか。

○（財政）中田主幹

北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の小樽市の負担割合でございますけれども、広域連合の方でかかる費用がございまして、それを各市町村のごみの搬入量を主に基準として各市町村の負担金が算定されてございます。現行の計画のときにはまだ稼働は正式にしてございませんでした。計画の搬入量で負担金を算出した部分でございます。それが 1 年間たちまして稼働が、まだ正確には丸 1 年たっていませんけれども、ある程度搬入量の実績が出てきておりますので、それに基づいて各市町村の負担金が再算定されているというふうに聞いてございます。

そういう意味で、全体のごみの搬入量は各市町村ともに下がっているようでございますけれども、その下がりぐあい町村の方が高いというふうに聞いておりまして、結局総体的な割合で言うと、小樽市の割合が若干高くなってしまいう結果になっているというふうに聞いておりまして、負担金の額は今その実際のごみの搬入量で計算すると、4 年間で 1 億 2,000 万円ほど増になるというふうに聞いてございます。

○鈴木委員

わかりました。そういった意味でちょっと予測していない部分が出てきたということで、これからは大体わかってくるのかと。ただ、5 年間で 1 億 2,000 万円はかなりの額でございますので、分野が違うのかもしれないけれども、何とかしたいというような思いはございます。

物件費について

6 番が一番肝心かという部分がありますけれども、物件費維持補修費積立金ということで、平成 21 年度 3 億円、22 年度 5.7 億円、23 年度 6.4 億円という形で歳出を見直していきたいということでございますね。本当に御苦労をされていると思います。いろいろな部分で歳出の削減をしている中、本当にこれだけの金額がまた出てくるのだろかというのが、逆に言いますと心配なぐらいの数字でございまして、ここら辺の根拠を教えていただけないでしょうか。

○（財政）中田主幹

今回、市税なりのいろいろな前提条件をおいた段階で、こういう形でどうしても取組をして見直しをしていかなければならないという金額をここに載せております。物件費ですべて対応するというものでは考えてはおりません

で、歳入増なり歳出のほかの部分での削減を含めて、今の 3 億円なりの金額を何とか捻出していきたいというふうに考えてございます。具体的な取組項目は、今後 4 月以降になってから、また庁内事務事業の見直しをかけて、いろいろ検討していきたいというふうに思っております。

それとあと一点、実際財政運営していく段階で予算を組みますけれども、その後決算までにある程度の歳出の不用額が毎年出ている部分もございまして、その辺も含めて対応していきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

歳入の増えるもの、それから歳出を削っていきます中で、数字的に合わないところをこの金額に載せているというような解釈だと思うのですが、その中で 3 億円、5.7 億円、6.4 億万円、これが額面どおり足りなくなるというわけではなく、何か少し不用額が出てくるというニュアンスですよ、。

ただ、やはりこれだけの財政の支出の歯止めをかけても、まだまだこれだけ足りないということを本当につくづく感じます。そういった意味では頑張っていきたいと思うしかないので、そういうことで一緒にやっていきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

スクールバスの運行業務の入札について

今度は教育委員会の方にちょっと質問いたします。

先般 3 月 11 日に小学校のスクールバスの運行業務の入札がございました。それで小学校の入札そのものの意義とありますが、何のために入札をしたのかという経緯について教えていただきたい。

○（教育）学校教育課長

3 月 11 日に実施しました入札の関係でございますが、この入札につきましては、長橋小学校と銭函小学校にスクールバスを運行するために、その委託先を決めるための入札を行いました。

○鈴木委員

つけ加えますと、入札ということですから、いろいろなところの入札の札を入れていただいて、そしてその中で選定していった、なるべく安くという言い方はおかしいかもしれないけれども、そういう競争原理を働かせて、適正価格を決めていきたいというようなことだったと思うのです。

それでもう一つ、その 11 日の結果を教えていただきたいのですけれども。

○（教育）学校教育課長

落札業者につきましては、長橋小学校につきましては北海道中央バス、銭函小学校につきましては J R 北海道バスとなっております。

○鈴木委員

それと付随しまして入札業者数、それと入札のその他の部分のいろいろ規定があるのですけれども、ちょっとその部分がありましたら読み上げていただきたいのですけれども。

○（教育）学校教育課長

指名業者数につきましては、それぞれ 5 社を指名しております。それとあと入札の際の条件ということだと思うのですけれども、条件につきましてはいろいろ細かい部分はあるのですが、大きなもので言いますと使用するバスの仕様につきましてですが、55 人乗り以上で前・中扉付きの路線バスタイプの仕様で、長橋小学校につきましては 3 台以上、銭函小学校につきましては 5 台以上を有するという条件をつけております。

○鈴木委員

今、なぜこの条件を聞いたかといいますと、やはりこのスクールバスを運行するということで、例えば市内のいろいろな業者、タクシー業者、観光バスとか、そういうところもやはり商売にならないということで、どういこうでもいいから参入したいという声を聞いたのです。そのときにこの路線バス、5 台とか 3 台とかいうところの根拠と路線バスタイプである根拠を教えていただきたいのですが。

○（教育）学校教育課長

まず、路線バスタイプの仕様ということなのですが、結局これはいわゆるワンドアではなくてツードアということで、路線バスタイプの仕様で出しているのですが、今年度いわゆる路線バスタイプと、片や普通のマイクロバスタイプということで実施して比較検討した中で、結果バスのほぼ定員近い子供たちが一度に乗りおりする。そのときにやはり一つの扉でありますと、乗降に結構時間がかかってしまいまして、いわゆる一般のバス停を利用してそこで乗りおりしているものですから、あまり時間をかけられないということで、ツードアタイプのバスということで条件として加えております。

あと台数につきましては、それぞれ予備車ということで台数を考えておりまして、長橋小学校につきましては同時に 2 台運行します。そのため予備としてプラス 1 台で 3 台。銭函小学校につきましては 2 路線ありまして、それぞれ 1 路線には 2 台、1 路線には 1 台、合わせて同時に 3 台運行します。それで、そのために 1 路線それぞれ 1 台ずつの予備車を置くということで、銭函小学校につきましては 5 台という形で条件をつけています。

○鈴木委員

そして、これが話としてつながっていくわけなのですが、先ほど言いましたように、市内の例えばいろいろな業者が参入したいと言ったときに、今言った 2 路線で 3 台、3 路線で 5 台ということで、路線バスということになりますと、もうその時点で参入ができないわけです。結局、参入できますのは今回、先ほど指名で 5 社と言いましたけれども、実際入札に来られたのは 2 社ということなのですね。ということは、ＪＲ北海道バスと中央バス、この二つしか本来参加できない形になってしまった。その最大の原因が今言った路線バスという仕様なわけです。その路線バスという仕様はいろいろな話を聞きますと、安全性といいますが、それからいきますと縦座りの、はっきり言いますと路線バスは横座りのポールを持って立ったりするのです。それから、観光バス系のマイクロバスというのは、縦座りの二つずつこうやって真ん中に通路がある。業者とか保護者から言わせると、その方が安全性が高いということなのです。

だから、あえてそれでも路線バス化したのはどうしてかということ、それだけ強い路線バスにしなければいけない理由がどこにあったのですか。

○（教育）学校教育課長

いわゆる路線バスタイプの仕様にした理由なのですが、一つには先ほど話しをしましたとおり、一度に乗りおりする時間の短縮ということと、それともう一つは、いわゆる下校時なのですが、結局下校の授業時間に合わせてタイムスケジュールを組むのですが、当初この時間には何人終わるから、要するに何人ではこのバスに乗れるという形で設定しているのですが、実際やはり時間どおりには乗ってくれないというか、結局この時間には例えば 50 人乗ると想定していたものが、それには乗らないで次のバスに乗る。そうすると、次に予定していた人数が 50 人ではなくて 60 人になるとか、そういう形が多いものですから、そうするとバスの座席数で限定してしまうとやはり通路に立ってしまうという状態が出てきます。そのために融通がきく、いわゆる路線バスタイプという仕様で今回考えたわけでございます。

○鈴木委員

観光バスタイプといいましても、補助席を使うと 65 人ほど乗れまして、路線バスに詰め込んでも、本当に、ではそこまで詰め込んでいいのか、大して人員的には変わらないのではないかという気がします。

言いたいのは、今回の件はそういうことで決定してしまいましたし、入札も終わりました。ところが、やはりそういう意味では、入札というのは先ほど最初に言ったとおり、たくさんのある程度入りたいという業者が来て競争をすると、そういう原理が働くということが大前提でございまして、そのところを考慮に入れながら、次は 3 年後ですけれども、やっていただきたいということでございます。

○佐藤委員

給食費の値上げについて

給食費の値上げについて質問をさせていただきたいと思います。

今回、給食費の値上げを当初 8 パーセントほど値上げする予定のところ、努力をしていただいたおかげで 6 パーセントということで予定していただいております。道内の全域から見ると、この値上げ率に関しては 5 パーセントから 14 パーセントと、ここの幅で値上げされているという現状がある中、食材料費の高騰等自助努力ではどうしようもない、そんなところで抑えに抑えて 6 パーセントの値上げと。このことに関しては、私は大変努力されていると、これ以上の努力はできない中、6 パーセントの値上げでぜひともお願いしたいと、そのように思います。

その中でもぜひバランスのとれたおいしい給食を子供たちに提供していただきたいと思いますけれども、このことについて一言お願いいたします。

○（教育）学校給食課長

今、委員がおっしゃられましたように、給食内容の一部の見直しも含めて 6 パーセントの圧縮という、そういった内容でございます。一部パンの変更でありますとか、それからまた飲み物の若干変更がございます。今回の値上げにつきましても、給食費の関係を、私どもで品質を確保した上で、その中でできるだけ安心を求めながら安価な素材、そういったねらいを持ちながら、いろいろ栄養士も含めて献立を決めますとか、そういった中で対応してまいりたいということで提供させていただいております。今、お話がありましたおいしい給食という面につきましても、学校給食の大切な要素でありますので、また十分考慮して関係する共同調理場、それから単独調理校、それから学校の関係者と話をし、考え方を伺いながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤委員

幼稚園就園奨励費補助金の拡大内容について

教育委員会の方にもう一つ質問させていただきたいと思います。

平成 20 年度の主要施策等一覧の中で、幼稚園の就園奨励費の補助金について、今回は拡充ということでのせてありますけれども、このことについてその変更点、ここについてもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

幼稚園就園奨励費補助金の拡大内容ということでございますけれども、まず一つには、所得階層ごとの補助単価の引上げ、もう一つは第 2 子以降の優遇措置の拡充ということで、保護者負担割合の引下げということです。これは例えば第 2 子が 0.5 の負担割合、第 3 子以降であれば 0.1 の負担割合というふうに引き下げております。

それともう一つは、適用条件を現行が小学校 2 年生に兄、姉を有する園児となっていますけれども、これを小学校 3 年生に兄、姉を有する園児までに拡充しております。

○佐藤委員

小学校 3 年生までに拡充した場合の率、割合に関してはどのように変わりますか。

○（教育）学校教育課長

今、この第 2 子以降の優遇措置の拡充につきましては、結局子供がたくさんいる場合に、要するに園児として入っている子供のいわゆる保護者負担割合を下げようという、低く抑えようという形になるのですけれども、それでもし 1 人目が 1 という負担割合であれば、2 人目についてはその 0.5、3 人目以降であれば 0.1 の負担割合に引き下げようという形になっております。

それで、今、その小学校 2 年生が今度小学校 3 年生になるということは、いわゆる幼稚園に園児がいてその上に兄弟がいる。例えば今まで小学校 2 年生に兄がいる。そうした場合にその兄を 1 人目とカウントして、園児として入っている子供を 2 人目、第 2 子と考えますので、そうすると第 2 子であると負担割合は 0.5 になるという形になります。それで、今、最初は小学校 2 年生までからを第 1 子として数えていたのですけれども、今度は小学校 3 年生に兄弟

がいる場合には、その 3 年生から第 1 子としてカウントしていくというふうに拡充しております。

○佐藤委員

それで、この奨励費等の幼稚園の問題に関しては、昨年の 4 定で私の方で幼稚園教育という中で質問させていただいた部分なのですが、ここの奨励金の変更については、どのような形で教育委員会から幼稚園の方には連絡がいつているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

この奨励費の補助金については、年度当初に各幼稚園に申込案内も含めて制度の内容について送付しております。

○佐藤委員

平成 19 年第 4 回定例会の中では幼稚園、特に小樽の場合は公立幼稚園がなく、私立幼稚園が 16 園という中で、教育委員会では窓口がないという話を承りまして、今後に関してはその話をしていくということを提案いただいたのですが、この奨励費、ほかの補助金に対しましても、なかなか教育委員会と幼稚園の方で話す機会がありませんということで、ぜひその窓口とは言いませんけれども、幼稚園の方と話をさせていただくような、そんな機会を設けていただけないかということなのですが、それに関してはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

いわゆる幼稚園と情報交換のような場をというお話だと思いますけれども、今までは特に幼稚園の方からお話を伺っていなかったものですから、もしそういう御要望があるのであれば、そういう場を設定することは今後考えていきたいと思っております。

○佐藤委員

私を知る唯一のその幼稚園との接点というのは、新あおばとプランの中で幼稚園の連合会というのですか、その中で会長に来ていただいて、そこで新あおばとプランに関するコメントをいただく、ただその 1 点だけのように認識しておりますので、極端に言えば、どこに説明を求めていいかわからない、窓口がましてないわけですから。そういうことが現状ですので、あまり会う機会もないのしょうから、そういう機会に懇談の場を設けていただくような、そんな歩み寄りもあってしかるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育部長

従来、連合会の会長とは話し合いは時々している場面はあると思います。ただ、そのほかに事業関係、いわゆる奨学金ですとか、これは一切漏れがないように、当然窓口の方から各幼稚園とも連携しており、あるいは補助金等もそれぞれ出しておりますので、そういう意味での窓口は従来からチャンネルは持っているのです。

ただ、私立幼稚園ということで、教育委員会が指導するという立場にはない部分がありますので、当然話し合いに来ていただいたり要望をしたり、そういう時には、私どもはお会いするということは従来もしているわけですが、改めて委員の方からそういうような御要望もありますから、私どもはある意味でお話を聞きながら、またそういう機会をできるだけ増やしていきたいというふうに思っておりますので、今後とも連携を図りながら、子供たちの教育向上のために幼児教育のために努力は惜しまないつもりでいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤委員

補助金の中で、私立幼稚園連合会運営費補助金というのが教職員の研修に使われているようですが、これに関してはお聞きしたところ、研修会は年に何回かあって、その開催場所が札幌だったり、全道的に人を集めてというお話ですが、やはり子供を預かる研修員ということもありまして、なかなか札幌に出ていく機会もない。ぜひ小樽市内ですればその研修会を開いていただきたいというお話もあるのですが、これに関してはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

幼稚園教諭の研修につきましては、道教委の方で毎年行っていますけれども、この研修につきましては、いわゆる支庁単位でなくて本庁で一括して行っていますので、その場合、全道から教諭が集まってくる関係上、交通の便がいい札幌ということで開催しているということでお聞きしておりまして、今の段階ではなかなか支庁単位で実施するようなことは、ちょっと難しいということでお聞きしております。

○教育部長

基本的には私立幼稚園ですから、ある意味で道の方の役割を持っているわけです。ただ、そういう意味で私どもは幼稚園を持っていないという関係もありますので、どういう形で指導なり、そういう講習的なものができるのか、いろいろな部分はあるかと思えます。ですから、まずは私立幼稚園連合会の方とも話をしながら、どういう御希望を持っているのか、そこら辺を聞かせていただいて、私どもの今学校教育でいろいろ持っている中でできるのか、あるいはほかの講習と一緒に何らかの形で対応できるのか、あるいは道のチャンネルを上手につなげるようなことをするのがいいのか、そこら辺を含めて、また十分連合会の方とも話し合いをまずは持っていきたいというふうに思います。

○佐藤委員

ぜひそういう形で窓口とまではいきませんが、こういう議題を出させていただいて、せっかくの機会ですので、どうかそちらのほうにも目を向けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

新しい総合計画のスケジュールについて

総合計画についてスケジュールだけをお聞きします。

本来予定どおりであれば、基本構想は今年の第 2 回定例会、基本計画に関しては第 4 回定例会ということで提案していただくということですが、そのスケジュールに関してはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

新しい総合計画のスケジュールでございますけれども、今、基本構想ということでお話ございましたのが、当初、私どもで示していたのが第 2 回定例会、基本計画は第 4 回定例会と、こういうようなスケジュールで以前示したと思います。確かに現在、昨年 12 月以降基本構想の総合計画審議会への諮問、これを当初 2 月ごろを目途にということで作業を進めてまいりましたが、そこが若干 1 か月程度遅れておりまして、今月中には総合計画審議会の方に、基本構想の原案という形で諮問していきたいというふうに考えてございます。

今後、総合計画審議会の中での議論がどの程度の時間を要するかということはございますけれども、私どもとしては、当初示した計画に基づいて基本構想の策定を進めていきたいと、このように考えています。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○高橋委員

パブリックコメント手続について

パブリックコメント手続の関係ですけれども、まずこの目的と趣旨、簡単で結構ですので、もう一度説明をお願いします。

○（総務）企画政策室渡辺主幹

目的は市の施策の意思決定の過程における公平性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参画を促進するためということでございます。

○高橋委員

市民にできるだけ参加してほしいということですね。それで、お聞きしたいのは、真ん中の欄あたりにありますけれども、提出された意見等を考慮するというふうにあるのですけれども、これは具体的にどのような手順でといいますか、作業で行われるのか、考えているのか、それをお答えいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室渡辺主幹

意見等を考慮しということですが、意見を募集しまして、それに対しましてそれぞれの担当所管がその担当所管の中で、例えば計画であればこういういい意見がある、そういういい意見を取り入れていこうではないかということで検討しまして、それを修正する部分についても修正して、市の考え方として公表していくというふうな段取りになっています。

○高橋委員

公表するということでしたが、要するに私が聞きたいのは、市民に意見を聞きました。では、その意見がどう反映されたのかというのを、どこでどういうふうに出すのかというのがわからなかったのでお聞きします。

○（総務）企画政策室渡辺主幹

それは市の考え方を公表するときに、修正する箇所もあわせて公表していきます。ですから、その公表の中でどの点がどういう形でもって修正されていったのかというのがわかるような状態で公表されるということになります。

○高橋委員

組織・機構見直しに伴う執務室の移動等について

次に、組織・機構見直しに伴う執務室の移動についてということで 1 点だけ。相談室についてですけれども、今までブースが二つということでありました。それで、こちらの右側の方に変わるわけですが、移動した方は同じような状況なのでしょうか。それとも増設する可能性があるのでしょうか。

○（総務）総務課長

まず場所を移動した後、中の仕切りについても、今よりもちょっと広い形に対応ができるように整備するような形になっております。

○高橋委員

数はどうですか。

○（総務）総務課長

ブースとしてはちょっと確認していないので、大変申しわけございません。

○総務部長

以前に説明したときに、相談室の今の二つの場所というのは、なかなか手狭で、待っている人がいるとかいろいろなことで御指摘を受けたのは記憶にありまして、今回こちら側に移りますので、すると相談室長というのが実はこの生活支援一課長と兼務になりますので、今までのように相談室長がここにいるということになりませんから、少し人数的にも余裕が出てくると思いますので、できる限り今の御指摘の部分を含めてとれるような形で、まだこれから時間があると思いますので、少し相談をさせていただきたいと思います。

○高橋委員

ぜひお願いをしたいと思います。

文化芸術振興基本計画について

文化芸術振興基本計画について何点かお聞きをしたいと思います。

拝見をさせていただきました。実はこの文化芸術振興条例ということで、私ども提案者として本当に思い入れのある内容でありまして、いよいよようやくこの基本計画ができて大変よかったというふうに思います。この中の4ページ、参加機会の拡大ということで何点かあるのですが、このアーティストバンクの登録があるのですけれども、まずこのアーティストバンクの推移と現在の登録数、これを教えてください。

○（教育）生涯学習課長

アーティストバンクの推移と現在の登録数ということで説明いたします。

アーティストバンクにつきましては、平成18年4月1日から募集を開始してございます。その後いろいろな各地の文化団体等に呼びかけたり、ちらし等での案内等をいたしまして、現在76件の登録がございまして、内訳といたしましては43団体、33個人ということになってございます。

○高橋委員

推移はわかりますか。

○（教育）生涯学習課長

今ちょっと手元に推移、推計については持ってきてございませんが、大体毎月同じように数件ずつ着実に増えているという状況で推移してございます。

○高橋委員

この力の「インターネットや文化情報誌などの媒体を活用し、文化関連のイベント情報や文化芸術活動の情報を提供します」というふうなうたっているわけですが、現状とこれからの考え方を教えてください。

○（教育）生涯学習課長

インターネットや文化情報誌などの媒体を活用しての文化芸術活動の情報の提供ということで、考え方につきましては、インターネットでの情報提供についてはまだ未着手といえますが、そういうような状況でございます。文化情報誌につきましては、生涯学習情報ということで3か月ごとにお配りしているものがございまして、

今後についての考え方ということでございますが、一つに考えられるのは、市内の市民センター、市民会館等のそういう文化芸術活動が実際に行われている施設のホームページに、こういう形のアーティストバンクのバナーをリンクさせるというふうなことで、相互に情報の周知をしていければというふうに考えてございます。

○高橋委員

アーティストバンクもそうなのですが、まだその周知若しくはPRが足りないのではないかとというふうに私は思っているわけです。その点に関しては、どのような認識なのかお答えください。

○（教育）生涯学習課長

アーティストバンクの認知度についての御質問だったのですが、実は今年度、全国の各市町村の議会から16件の行政視察を受けております。それで1年間16回の説明をさせていただくことで、どうやら市内よりも市外の方が認知度が高いのではないかとというような認識を持っているところです。ただ、やはり市外から来られた方も、事前に行政視察に来られる前に、インターネットでの事前の下調べをしていただいているということもございまして、インターネットでの周知、さらには関連のいわゆる文化芸術活動者のニュース、あるいはそれを鑑賞するために皆さんが集まる施設、そちらにちらしなどを置いて周知を進めていきたいと考えています。

○高橋委員

似たような内容ですが、のうです。「国や企業などの各種助成制度について、情報提供するシステムづ

くりを行います」ということですが、これについては現状がどうなっているか、それから、このシステムづくりについてどういうふうに考えているのか、この 2 点をお聞きします。

○（教育）生涯学習課長

この国や企業などの各種助成制度ということで、文化庁などでも伝統芸能といいますか、伝統文化に関する助成等を行ってございますが、現状では市内の私どもで把握している関連団体への直接の通知ということで行っておりますけれども、いずれはもっと広く情報を周知するシステムづくり。どのような形のシステムになるかはまだ検討段階ですが、私どもが直接把握しているところへ送るだけでなく、より広くお知らせしていくことができるようになればということで考えていきたいと思っております。

○高橋委員

もう一点、基金の活用の仕方ですが、6 に「基金の活用をし」ということになっておりますけれども、まだ基金については少額だということを聞いております。ですから、今後の活用の考え方、どういうふうに考えたらいいのかお知らせいただきたい。

○（教育）生涯学習課長

文化芸術振興基金につきましては、平成18年11月に2団体で30万円の寄附をいただいております。その後30万円ということでの通常こういう基金につきましては利子、果実を利用しての事業の実施ということがありまして、30万円を一気に使ってしまうとなくなってしまいますので、今後の私どもの考え方としては、文化芸術振興基金への寄附の呼びかけを進めていけたらというふうに考えております。

○高橋委員

これについてはやはり理解をしていただかないと、寄附というのはなかなか集まらないというふうに思います。どのようにそのPR、周知していくかというのは非常に私は大事だと思っているものですから、その寄附条例も、これからできるわけですが、それとは違った形でこの文化芸術振興基金というものがあるわけですから、これについてどのように周知して、寄附をしていただくかということを考えていくかというのが大事なのだと思います。その辺はいかがですか。

○（教育）生涯学習課長

ただいまの文化芸術振興基金の寄附の周知については、やはり実際に文化芸術活動の方が実演するような場面、アーティストバンクに登録されているような方が実際実演するような場面のちらし等に私どもでお願いしてこの文化芸術振興基金への寄附を呼びかける。さまざまな呼びかけ方があると思うのですが、やはり訴求性の高いのは、こういうような文化・芸術に触れるような場面での訴えかけがいいのではないかと考えてございます。

○高橋委員

なかなか難しいですが、もう一点、「学校教育への支援」ということで5ページに載っております。現在でも学校に派遣をしている制度が教育の方であると思うのですが、今の現状と、それからここであつた違いをわかりやすく説明をしていただきたい。

○（教育）生涯学習課長

学校教育への支援ということで学校への派遣ということでの話だったのですが、学校への派遣という形ではないのですが、例年、8月なのですが、小学校の5、6年生を対象として、市内の小学生が約1,000人ほど集まって札幌のコンサート鑑賞するという事業がございます。

また、そのような形の出かけて行って鑑賞するもののほかに、上の伝統文化の継承にもかかわることですが、市内の邦楽、特に琴の指導をされていらっしゃる方が、今は小中学校での日本の伝統芸能に対する、国の方でも伝統芸能に対する周知を図っているところですが、市内のこの団体の皆さんがみずからの琴を学校の方に提供をし、また講師を無償で派遣し、学校の総合的な学習の時間などで琴の実演をしたりということをやっていると、

そういうふうに通っております。

○高橋委員

それで、今の説明はわかりました。ですから、ここでうたっているのはそれをどのようにしていくのかというのを聞きたいのですけれども、要するに現状を補強していくのか、それとはまた違った活動をしていくのか。どういうふうに考えているのか、ここではよくわからないので、説明をしていただきたい。

○（教育）生涯学習課長

今後の方向ということになりますと、実際のこの基本計画を含む実施計画を進めていくということになると思うのですが、方向性としては、やはり学校の現場の中に地域の文化活動に携わっている方が入って行って、学校教育の中でも芸術文化に触れるという方向性で考えていますが、どのような形がいいのか、あるいは学校の授業との関連等もありますので、それについては今後考えていかなければならないことだと思っています。

○高橋委員

わかりました。今後ということですね。

文化財保護活動にかかわるボランティアへの支援について

それから、この最後のページ、7 ページですけれども、文化遺産の保全・活用というのが出てきました。文化財の保護活動への参加を推進するということですが、これもよくボランティアの支援に努めますというふうに書いてあるのですけれども、なかなかはっきり見えづらい部分があるのかなと思うのですが、この考え方についてもう少し詳しく教えていただきたい。

○（教育）生涯学習課長

市内の文化財保護活動につながった、またボランティアの支援ということでのお尋ねですが、現在も有償、無償を問わず、主に観光される皆さんに向けていろいろな案内をされるボランティアの方が団体で幾つかございます。こちらの方への支援といたしましては、市内の文化財関連の施設、社会教育施設もございますが、そちらへの入館料の減免ということを既に行っておりますが、さらにはそういうボランティアの方が説明をするに当たっても専門的な知識を持っている学芸員がお知らせするというようなことで情報提供するということで、あくまでもボランティアの方の支援ということになります。そういう方向でやっていけるのではないかと考えております。

○高橋委員

実施計画ではないので、具体的にはまだこれからだということですね。わかりました。

オタモイ共同調理場の民間委託化について

学校給食のオタモイ共同調理場の民間委託化についてということで何点かお聞きしたいのですけれども、ちょっと勉強不足でこの内容についてあまり把握していなかったものですから、簡単に結構です。オタモイ共同調理場、新光共同調理場をどのようにしていくのか説明してください。

○（教育）学校給食課長

先ほどの提出資料 2 の部分にございますけれども、そのうちの一番最初のこれまでの方針という項目でございすけれども、従前、財政再建推進プランの中で 2 か所の共同調理場、昭和 44 年建設と 49 年建設ということで、オタモイの方が古いのですけれども、そういうような老朽化もございまして、可能ならば場所をつくっていくこともあったのですけれども、今の財政状況を踏まえますと大変厳しいものがございまして。そしてまた一方で、児童・生徒数の減少ということがございまして、それに伴いまして食数の減少傾向もございまして。そしてまた、今の給食調理員の年齢構成の方からしますと、ここ数年で大多数が退職をしていく、そのような背景がございまして、そうした要素の中で可能であれば新築、それからまた食数の減少による方向、それから民間委託化、可能であるならこういった課題を一体的に解決できないかということがございましてけれども、今申し上げたような事情の中で可能な部分を順次行っていく、そのような経過で進めてきた関係でございまして。

それで、ここに記載のとおり、当面オタモイ調理場の民間委託を検討して行いながら、過去に食数の減少傾向だとかそういったものを踏まえながら、新光調理場の統合を検討していく、そのような流れになってございます。

○高橋委員

そういうことは、新光調理場を新築して、そこに統合していくという考え方でいいのですか。

○（教育）学校給食課長

以前の財政再建推進プランではそのような考え方がございましたけれども、現在では当面オタモイの部分から民間委託の関係、そしてまた必ずしも新築ではございませんけれども、食数の減少傾向やまた調理員の動向やなんかを踏まえて新光調理場とオタモイ調理場の統合について検討していくと、そのような現状でございます。

○高橋委員

ちょっとわからないのですけれども、新築をせずに新光調理場へは統合していくと。統合しても、生徒数も減っている食数も減っているから、何とかなるのだということですか。

○（教育）学校給食課長

本年はオタモイ調理場の民間委託化という方針を打ち出しますけれども、この新光調理場への統合の問題、そしてまた、どのように民間委託化していくかということが次の課題であるというふうに思っております。それで、もと新光調理場というのは、市内全域を対象にした施設でもございませんので、新光 1 か所で市内の全域を行うとした場合の課題や検討事項もこれから出てくると思っております。そうしたことで、そういった面の検討を進めながら、この統合の問題については進めてまいりたいと思います。今後の該当の事項として取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○教育部長

補足させていただきます。今、とりあえずオタモイ共同調理場を民間委託させていただきます。それで、平成 23 年の方針では出していますが、給食数の問題もあります。それから、単純に現状の新光共同調理場でそれではすぐ受け入れられるかということ、いろいろな条件もありますし、それから配送の問題、それからここにあります今後の進め方の（２）にありますとおり、正規職員と調理員数が半数を下回る時点、安全、いわゆるなれたといいましょつか、そういう方の半数がいなくなると、やはりいろいろな不安もあるだろうというような可能性もあります。そこら辺を踏まえますと、例えば 23 年ないし 24 年、そこら辺が一つの時期的なめどになるかなというふうに現実問題思っています。そこら辺をめどに、今言いました諸条件を整理しながら、まず次の段階としてやっていきながら、当然また単置校の問題がございます。そういうものを、さらにその段階なのか、その先の段階になるのか、当然物理的な条件を踏まえながら検討していかなければならないということでございます。

○高橋委員

要するに私が心配しているのは、昭和 49 年に新光共同調理場は建設されたという、もう古くなっているというお話でしたので、設備投資をしなくてもいいのかということと、それから給食数のはっきりした数字がわからないので、つかめないの、こういう具体的な質問にならないのですけれども、要は全地域のもを新光調理場 1 か所で大丈夫なのかと、その 2 点が心配なので今聞いていますので、その点いかがですか。

○（教育）学校給食課長

今、部長が答弁した関係もございすけれども、今後、具体的に新光共同調理場の調理体制の問題ですとか、それからまた、オタモイ調理場の部分もあわせて新光調理場で行うということですから、場内の設備の問題でありますとか、それからまた、配送車が配送する際に、調理場からコンテナを搬出して積み込みをするスペースの問題でありますとか、それからまた食器を保管する保管庫の問題でありますとか、いろいろ諸条件がございます。そしてまた、配送面の関係がございます。そうした具体的事項について今後検討を進める、そういうふうに考えている現状であります。

○高橋委員

検討するというのが、何かよくわからないのですが、要するに私は、大丈夫なのですかと質問しているのです。

○教育部長

現在 1 か所、いわゆるこの平成23年度即この新光共同調理場へ統合してここ 1 か所だけでできるかという、先ほど言いましたとおり、なかなか食数からいってもまだ全部賄えない時期だろうというふうに思っています。そういう意味で全市的な状況を踏まえながら、どういう形で段取りを追いつながらやっていくのがいいのか、そこら辺をさらに次の段階として詰めていかなければならない。ですから、まずはオタモイをやらせていただいて、そしてその上で、先ほど来、話している段取りをしながら、どの時期が一番いい時期になるのかということ考えていきたいということでもあります。

○高橋委員

では、この平成23年度のオタモイ共同調理場の話というのはコンクリートされてはいないということですね。わかりました。

もう一点、(3)の単独校は最終的にはなくするということがいいのでしょうか。

○教育部川田次長

資料にも書いてございますように、学校適正配置を教育委員会で進めてございまして、そのときはどういう形になっていくのかというのが一つはあります。

それから、先ほど新光共同調理場の調理量というのは8,500食ほどございまして、そして今、生徒数がだんだん減ってきておりまして、その8,500食以内に市内の小学校、中学校の食数がおさまる条件にもなってきます。ですから、その辺を見ながら、最終的には単独校も吸収できるのであれば吸収していきたいということで、今考えているということでございます。

○高橋委員

すべてではないということですね。わかりました。

もう一点お聞きしたいのは、この4番目の運営体制と委託業務のこの絵の構図ですけれども、現行で平成19年度の直営の職員数と、それから20年度のこの直営と委託に分かれる人数といいますが、委託のほうはわからなくても結構なのですが、どういうふうにこの人数が推移していくのか、教えてください。

○(教育)学校給食課長

平成19年度の直営のほうの人数でございますけれども、この表で申し上げますと、場長 1 名、それから栄養士は 2 名、それから事務長 1 名、事務補助 1 名であります。それから、調理員については16名、それからボイラー員 1 名でございます。20年度におきまして、19年度と同様の人員体制というふうに想定しているところでございます。

○高橋委員

ということは、調理員16名、ボイラー員 1 名を委託するということによろしいですね。わかりました。

○(教育)学校給食課長

委託の関係でございますけれども、標準人員としてはあくまで16名を想定しております。ただ、委託会社の形態によりましては、代替要員を通常から持つ場合もございますし、それからまた、同じ地域の中で事業所等がございまして、派遣で来る場合、そのような場合もあるというふうに聞いておりますので、一応16名というのは基本として変わりませんけれども、実際の人員としては多少の変動等がある状態でございます。

○高橋委員

委託の方はわからないと思いますので、それは結構です。

あと最後、この(3)ですけれども、委託事業者の選定というところで、プロポーザル方式を考えておられるわ

けですけれども、今のところ考えている業者数とこのスケジュール、4月から6月、3か月にまたがっているのですけれども、この長い期間が必要なのかどうかというのはちょっと疑問なのですけれども、この2点お願いします。

○（教育）学校給食課長

4月から6月の関係でございますけれども、おおむね4月に入りましてから、この選定委員会を設けていただいております。その設置でありますとか、業者を選定する評価区分ですとか、そういったものを最初に議論し、決定をいただくことで、当初の認定があるかと思っております。その中で私の方でも確認をしていただきますけれども、おおむねこのプロポーザル方式で業者選定を行っていきたいと思います。6月の末までかからないかもしれませんが、一応6月までのスパンで記載をいたしました。その後の関係につきましては、契約などの事務作業に入りたいと考えています。

それから、業者の関係については今から何社ということでは想定はしておりません。

○高橋委員

この辺の関連については第2回定例会で報告をいただけるということでよろしいのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

業者の選定ですとか、そういったことが終了いたしましたら、報告をいたしたいと考えております。

○高橋委員

学力向上の取組について

全国学力学習状況調査の関係です。代表質問の答弁で、教育長は小樽市の状況についても、全道とほぼ同様な傾向だということで答弁をされました。真しに受け止めていると、具体的に考えていきたいというような答弁だったかと思います。

私もこの調査結果の内容と、それから研究所の指導のポイントを見させていただきましたけれども、具体的にどういうことをやっていくのかというのがよくわからないのです。それで、教育委員会としてはこの対策として、具体的に何をどのようにするということを考えているのか、内容をぜひ教えていただきたい。

○（教育）指導室長

当市の学力向上の取組についてなのですけれども、これまでもあおばとプランの中で実態把握による指導改善、それから基礎・基本の定着を目指す1校1実践、それから指導方法の工夫改善連絡協議会を立ち上げて、授業交流や研究・協議に努めてまいっております。このたびその中で実態把握ということで、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた指導改善のポイントというのを学力向上検討委員会から出されましたので、教育委員会といたしましては、これを踏まえておおむね4点の具体的な取組を考えているところでございます。

1点目が研究資料。今回の調査結果で活用能力、この指導をどうしたらいいのかということが大きな課題になっていますので、これを学習改善に生かすためにはどうしたらいいのか、そういう意味の研究資料を継続的に作成、発行していきたいと考えております。また、学習改善にかかわる研修会の実施。それから、2点目といたしましては、指導方法連絡協議会のチーム・ティーチングの加配教員による学校11校を中心に現在行われているのですけれども、これらを拡充し、主に算数、数学の授業改善に取り組んでいきたいと考えております。

3点目として、各学校で学力向上の方策について、地域の方とか保護者に説明しているところなのですけれども、それらを教育委員会でも集約しておりまして、これらの取組について定期的に把握していきたいと考えております。また、学校訪問を通して各学校に指導助言をしていきたいと考えております。

また、4点目として、やはり家庭での基本的な生活習慣とか家庭学習の定着、これも学力向上の大きな要素となると考えられますので、基本的な生活習慣とか家庭学習の定着に向けてのリーフレット作成、これについては現在も進行中で、今、小樽市PTA連合会の方にも検討を依頼しているところでございます。

それから、北海道学校改善支援プランが示されておりますので、今、小樽で取り組んでいる内容も既に含まれて

いるのですけれども、学力向上検討委員会でさらに改善、充実を図るために参考にしていきたいと思っております。

いずれにしても、新年度 4 月 22 日にまた全国学力・学習状況調査が実施されます。これについてやはり継続して実施する中で、改善方策が適切であったのかどうか、そういうことも見極めていきたいと考えております。学校としては計画実施評価のマネジメントサイクルが確立されて、それぞれの学校の学力向上の取組が確かなものになってほしいと願っているところでございます。

○高橋委員

チーム・ティーチング加配も考えているということでしたけれども、具体的にはこれ何名の体制で考えているのか。それから、予算措置が必要になってくると思うのですけれども、この辺はどのように考えているのかをお知らせください。

○（教育）指導室長

チーム・ティーチング加配を考えているということではなくて、チーム・ティーチング加配は道教委の方から既に小学校 6 校、中学校 5 校で実施されて、11 校もう配置されているのです。その 11 校を中心に指導方法工夫改善連絡協議会を立ち上げて、ずっと継続して授業改善に取り組んできていますので、それをそのほかの学校にも拡充していきたいと考えているということです。

○高橋委員

チーム・ティーチングはいつから加配されているのですか。それで、加配されている学校については、今回の調査は結果が出ているというふうに見られているのか、把握されているのか、お聞きしたいと思います。

○（教育）指導室長

平成 15 年度から加配がされておりまして、各学期ごとにこの指導方法工夫改善連絡協議会を開いておりまして、その方策が、チーム・ティーチングによる効果がどの程度出ているのか、その中の学校ではあおばとプランの実践資料集にも今回載せているのですけれども、抽出、生徒を選びまして、その子に対してどういう効果があったのか継続して調べております。また、対策会議を校内で開きまして、さらに改善していくためにはどうしたらいいのか、そういうような効果、チーム・ティーチングを中心に学習指導の改善に取り組んでいるという実践事例もございます。

○高橋委員

効果が出てきたというのを確認されていますか。

○（教育）指導室長

チーム・ティーチングの効果についてですけれども、それぞれの継続的な資料を見る中ではある程度の効果が出ているのですが、それがマンネリ化してしまって、逆の見方をすると、先生が 2 人ついてのにそれほど効果もないのではないかという見方も保護者の中から出てくることもありますので、子供の実態によってそれぞれ指導方法も変えていかなくてはいけないところもありますので、継続的に研究協議を進めながら、どういう方法がいいのか。中には主になってやる先生が 1 人いて、後ろで補助的に当たっているだけのチーム・ティーチングもありますし、2 人が前に出て、それぞれ課題別のグループ学習に分かれてやっているチーム・ティーチングもありますし、どのような効果があるのか今後のまだ課題になってるところもあります。

○教育長

チーム・ティーチングについては、各学校で申込みの段階で、例えば小学校低学年のときから、高学年だけでなく低学年でやりたいという計画の下に、また中学校でしたら小学校 6 年生のかかわりで、1・2 年生でチーム・ティーチングをしたいという申込み、その計画を基にして道教委及び文部科学省で決定されたところでございます。今回の学力テストは小学校 6 年生と中学校 3 年生だけでございますので、今、委員がおっしゃったようにそれを比較するというのはなかなか、この数年続けてみて初めて結果が出るものというふうに考えてございますので、

御理解願いたいと思います。

○高橋委員

かみ合っていなかった部分があったのですが、わかりました。

それで、それを聞いても、どうも具体的な内容がなかなか見えてこない。要するに学校現場として具体的にはどのような内容があるのかというのが、どうも今の説明では私には感じられないのです。ですから、もう少し具体的な内容が、実践例だとか考えているものがあれば教えていただきたい。

○（教育）指導室長

教育委員会としては、今答弁をしたような内容なのですが、各学校ではそれぞれの課題がそれぞれの学校で違いますので、例えば漢字の定着が今回の 6 年生のテストで十分でないということについては、漢字ドリル学習を取り入れようとか、朝、自習をしようとか、それから読解力が不十分な学校については朝、読書を取り入れようとか、そういうような取組が見られてきております。

また、生活・学習習慣の調査も一緒に児童質問紙でやっていますので、その中で家庭での生活習慣がどうも学力に影響を及ぼしているようだということについては、講習会を開こうとか、具体的に家庭に保護者会で説明しようとか、そういうような取組も見られてきております。また、算数の基礎的計算が弱いということについては、ドリル学習に力を入れようということも出ております。また、活用面ですごく課題が見られる学校については、授業改善に根本的に取り組まなければいけない。例えば子供たちが発表するだけで終わらないで、どうしてそういう考えになるのか自分の考えをまとめて説明したり、そういうような思考力を高めていくような学習活動を展開していかうと、そういうような具体的な取組が各学校の報告から上がってきているところでございます。

○高橋委員

その各学校の認識を把握してから聞きたいのですが、今回の学力調査の結果をどういうふうに各学校が受け止められているのか、教育長と同じような認識なのか、ではうちはそれなりにやっているのか、その辺はいかがですか。

○（教育）指導室長

この報告書の説明会を全校長を集めまして学力向上検討委員会の方でしました。その中で北海道の学力自体が全国でも下位に位置している、小樽市もほぼ同様の状況であるということを説明させていただいております。各学校においてはそれぞれの差はありますけれども、かなり厳しい状況にある、学力向上に力を入れていかなければいけないという認識は、どの校長も持っているものと思っております。

○教育長

今回の学力・学習状況調査の結果は、二つの側面があるかと思います。一つは子供たちが本当に 6 年生、中学校 3 年生が、学ばべきものがそれぞれの子供たちにきちんと定着したかという側面と、もう一つは教える側として、不足の部分を十分これからの授業に使うて補充していかなければならないという二つの側面があるのです。私は今、室長が答弁しましたように、指導方法をこれから変えていって、やはり落ち込んでいるところは落ち込んでいるなりに指導をしていかなければ、子供は差があいたまま、わからなかったらわからないままになっていくのではないかとということで、各学校においては全部分析してもらいまして、学校だより等で家庭に配っております。確かに用語は難しい用語を使っておりますが、2 けた足す 2 けた、小学校 6 年生はそういうことはありませんが、例えば分数と小数のまじった計算が弱いのなら弱いなりに、やはり最終的には二つの側面のうちの教える側をきちんとしていかなければ、子供たちの力についてはいけないものというふうに考えておりますので、結果の日本の順番、各都道府県の順番そのものよりも、やはり落ち込んでいるものを徹底してそれをきちんと教えていただきたいと。そういうふうに今、力を入れて弱い部分を分析し、お願いしているところでございます。

○高橋委員

教育長のおっしゃることは、本当にもっともだと思います。

それで、保護者から最も意見が出てくるのは、やはり今回の結果については結構ショックだったと。小樽が突出して道内でいいとはとても思えないというのであれば、教育長の言われた小樽の学校というのはほぼ北海道の平均と同じような状況だというふうに考えれば、やはり何らかの具体的な手を打ってもらわないと、これからの子供たちが将来心配だという意見が私のところにも非常に多かったのです。それで、学校の格差も多少あるでしょうけれども、できるだけそのでこぼこをなくして、それで学力全体を向上させてほしいと。極論でこういう方がいらっしゃいましたけれども、実は札幌から引っ越してきたが、小樽はレベルが低いので、そのまま子供は札幌に通わせているという保護者が実はいたのです。それで、なぜそういうふうになったのかというと、やはり将来を考えるとどうしてもそこには通わせたくないというような、かなり個別な事例ですけれども、そういうことを考えると、どうも札幌から越してきた方々はそういう意見を多くお持ちのように、私は感じているわけです。

ですから、そういう点では先ほど室長が何回も言われていますけれども、継続的に結果どういうふうになっているのかという確認作業は、やはり教育委員会としてはきちんとしてもらいたいと思いますし、それが具体的に保護者の方に伝わるような仕組みもぜひつくってほしいというか、直接でないにしても学校側からでも結構ですけれども、こういうことをやってこういう効果が出始めているだとか、こういうことをやっているのだという内容をぜひ保護者に伝えられるようなそういう仕組み、それから学校への考え方をぜひ伝えていただきたいというふうに思っていますので、その点いかがでしょうか。

○（教育）指導室長

委員がおっしゃるとおり、どの子にも一定レベルの学力を育成していくことが公教育としての責務だと考えております。現在、小樽市内の教員もそれぞれの学校の実態に応じて、子供の実態に応じて学力を伸ばそうということとで一生懸命取り組んでいるところなのですが、今回のような客観的な調査、これを一つの貴重な資料として指導改善に取り組む、これがすごく大事なことでと考えております。その取組の状況についても委員のおっしゃるとおり、保護者、地域の方々に透明性を持って知らせていかなくてははいけないと考えております。来年度から学校評価ということで、全学校が自己評価とその公表が義務化されますので、そういう中でも学校の取組についてお知らせしていければと考えております。

○高橋委員

いずれにしても、できるだけわかりやすい内容でお願いをしたいと思います。

人口問題について

人口問題について、代表質問で何点かお聞きしましたけれども、どうしてもなかなか減少の歯止めがかからないというのは、これはいたし方ないのかなというふうには思っています。その人口を増やすのはもう無理ですから、減らないようにできるだけ努力をすべきだというふうには私は思っているのですけれども、今後の考え方について2点ほどお聞きをしたのですけれども、まず現状としてどういうことを考えられているのか、教えていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室相庭主幹

代表質問の答弁にもありますとおり、これまでも人口対策につきましては雇用面ですとか子育て、それから住まい、そういったものについて取り組んでまいりました。また、私のところにも今、委員がおっしゃったとおり人口の総枠も減っているという中では、人口の定着といったこと以外にも例えば交流人口といったことで、まちをにぎわしていくというとも必要だというふうに思っています。

そうしたことは、新年度体験メニュー、人口流入に対する情報提供といいますが、そうした体制も官民挙げて取り組むといったことも予定しておりまして、まずは室長の答弁にもありましたとおり、特効薬、即効薬というのがなかなかない部分がございますので、それもまた現実でございますので、各原課の取組になりますけれども、現在取り組んでいる施策、こういったものをまず見て、まずはこれを進めていきながら、またほかに何か効果があるも

のがないかどうか探っていくと、こうしたことで進めていくことになるかと思います。

○高橋委員

それで、具体的に出てきているのが移住促進事業ということだと思うのですが、これでホームページのアクセス数が結構毎年あるような話を聞いていますけれども、そのアクセス数について最近の推移がわかりましたら数字をお願いしたいと思います。

○（総務）企画政策室相庭主幹

アクセス数ですが、1月末の数字なのですが、おおよそこれは平成17年7月から数えている形になりますが、これまで大体おおよそ4万5,000人になってございます。ですから、大体一月に直すと1,500件で、当初は2,000件ぐらいあったのですが、大体現在は1,500件あたりを保っております。

○高橋委員

やはり小樽という地名といいますか、小樽というところには非常に思い入れがある方も多いと思いますし、人気があるというふうに思うわけです。その移住促進事業の中で、対策として何点が掲げられていると思うのですが、一番の大きな課題、問題点というのはどのような内容ですか。

○（総務）企画政策室相庭主幹

これまでの取組、平成17年7月、私どもはローカルで登録市町村で移住に取り組むまちということで指定を受けまして、行政といいますか、市が中心になりまして事業を進めてまいりました。ただ、情報提供等につきましては、やはり行政の情報提供ということではどうしても個別で、情報を求めてこられる方は具体的にどういった、例えばどこでどういったものがありますと、例えばこういった条件がありますよ、ではどちらが便利ですかと、非常に細かい具体的な質問や情報提供を求められる場合もございます。

そうした中で、私ども行政という中では公平性といったことも一つには考えなければならないことがございますので、なかなか個別的には答えにくいということもございます。そうしたことに對しまして、先ほど申し上げました官民といいますか、中で協議会なり、組織・機構を立ち上げることで、そうした部分を解消していきながら、市民の方の力を入れながら、個別的な情報発信もできるような形で進められればというふうに思っております。

○高橋委員

官民の組織というのは、いつから立ち上がるのですか。

○（総務）企画政策室相庭主幹

現在、申請中という形になっております。これは3月末に結論が出るということになっております。また、これの予算自体が新年度予算でございますので、新年度に入ってから事業というふうに考えています。

○高橋委員

テレビ放送で伊達市が非常に移住促進が進んでいると、具体的に成果を上げているということなのだと思いますが、その辺の具体例については把握しておりますか。

○（総務）企画政策室相庭主幹

伊達市はやはり先進地でございますので、私どもの一つの手本として見ております。ただ、地形的な部分、例えば伊達市は温暖で雪がないといったことに對して、こちらは残念ながら雪がある、坂があるといったハンディもございます。そうしたことも踏まえながら、ただ民を中心としたという部分、こちらの方はかなり前から進んでおります。そういうよさは、今後、展開する中で取り入れていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

最後に、今までの促進事業の成果として内容を簡単に確認したいのですが、実際この促進事業がスタートして何件の方から具体的な相談があったのか、そして何人の方が小樽に移住されたのか、若しくは何件でも結構です。それから、特徴的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室相庭主幹

相談件数、これは相談の中身もいろいろ具体的なものから概略的なものまでありますけれども、2月末現在でこちらで押さえているもの、こちらでお受けしたものは、延べで128件になってございます。それから移住された方、これについても、移住といっても私どもが何らかの形でお手伝いをしたり情報提供をしたということ、若しくは把握しているという形で、それ以外でもたくさん来られている方はいらっしゃると思いますので、私どもが押さえているという形になりますけれども、現在15件37名の方がおいでになった、あるいはすぐ来られないのだけれども、来られるという予定で物件、市内のマンションとかそうしたものを買われているということで、私どもが押さえているのは繰り返しになりますが、15件37名ということで取りまとめてございます。

○委員長

特徴的なものは何ですか。

○（総務）企画政策室相庭主幹

傾向としましては、一般的には当初の移住のターゲットといいますが、いわゆる団塊の世代の方もいらっしゃいます。ただ、小樽の場合は、代表質問の答弁にもございましたけれども、物づくりのまちといいますが、観光といったこと、観光で人がにぎわって、そうしたことでビジネスチャンスもあるかと思うのですが、こちらの方は、脱サラをしまして、結果的に店を開かれた方が4件ということで、それが特徴かと思っております。

○高橋委員

それで、いろいろ相談があって、札幌に近いというデメリットがあるわけですが、小樽に住んだ方がメリットがあるのだ、若しくは小樽に住みたいのだというようなPRできるようなものというのは、促進事業を推進している側としては何かお持ちなのでしょうか。

○（総務）企画政策室相庭主幹

私どもも小樽のPRで何回か移住促進のフェアの方に参加しておりますけれども、そのときにはやはり札幌に近いということ、デメリットだけではなく、都会に住まわれている方がメインですから、やはり北海道といっても非常に不便なところもあります。そういった意味では一定程度便利な、利便性になった方に対しては、やはり利便性を保ちながら生活ができると、そうしたことになるかと思ひますし、また札幌にない海が見える、常に見える。そうしたことで、現に海が見える物件がないかというような相談、情報提供を求められることもありますので、そういった点が一つのPRです。

それからもう一つは、先ほど申し上げました観光客でにぎわっておりますので、ビジネス再生というと大げさですが、そういった物づくり、新天地での事業経営という、そういったことも起こすチャンスとしてありますということは申し上げております。

○高橋委員

それで今後、急激には伸びないとは思いますが、やはり具体的な政策を積み重ねていかなければ、この先しぼんでしまうだろうというふうに思っています。ですから、小樽に移住して本当によかったのだと、こういうこともあったし、こういうこともあったというような実例をぜひとも情報発信してほしいと思います。体験談みたいな、小樽は本当にいいまちなのだ、要するに移住してきてよかったのだというのが、なかなか見えてこないというふうに今思っているのですけれども、今後の施策も含めて、どういうふうに今言った内容も加味して考えているか、それを最後にお答え願います。

○（総務）企画政策室長

今、委員から言われました移住者の関係は、数も少ないのですけれども、ホームページ上には5名ぐらいの方々、それらの方々は御商売されている方が多いものですから、それにリンクするような形で載せております。

ただ、今、主幹の方からもしましたが、人口対策という部分で、移住だけで人口対策に特化していく

というか、そのところはやはりなかなか難しいだろうと思っています。雇用ですとか、住みやすさですとか、いろいろな要素があるわけです。

それで、先ほど言いました官民の協働の部署を立ち上げてやっていきたいという、その思いは単に移住という、住民票を移した完全移住というだけではなくて、今いろいろなところで季節移住ですとか、2地域移住ですとか、そういったニーズが結構あるという実態が全道的にもございます。

実は先ほども言われましたけれども、先ほど言った15件38名の中には、まだ住民票を動かしてはいないけれども、もう既に住まいを確保して、奥さんはちょいちょい来ているけれども、自分はまだ仕事があるから、退職したらゆっくり来られるという、そんな話もさせていただいている部分もございます。

そうした意味から、この観光知名度を活用して、あるいは冬のスキー、夏の海、そういったことも考えながら、2地域あるいは季節移住という、そういったことでの体験的な部分でまず手をかける。そのような結果として完全移住につながっていただければ、それはそれにこしたことはないわけなのですが、そうした視点を含めてその官民協働でということを考えているところです。

実は2月の末だったと思うのですが、市内の不動産関係の業者、旅行会社の方あるいは宿泊施設の方々15名ほどお集まりをいただきまして、小樽でもこういう取組を進めていきたいということで、一度もう既に集まっていたいております。その中では積極的に、温度差みたいなのは当然いろいろあるのですが、市としてそういう移住促進、2地域居住、そういったものに取り組むのであれば、我々もできる限り協力し、一緒にやっていくという、そういった話合いもさせていただいておりますので、先ほど言いました地域活性化センターの支援制度も含めて、ぜひ新年度から本格的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○総務部長

一言追加させていただきます。

実は、この4月に移住対策の専任の職員を配置しようと思っています。それで、1人つけますので、どれだけできるか別にして、こちら側の熱い思いなり、また仕掛けづくりなりということで、ちょっと考えておりますので、そんなことも含めて進めていきたいと思っています。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木委員

財政健全化計画一般会計収支計画の見直しについて

財政運営は入りをはかって出を制すと、その認識について具体的にどうするのかということですが、この今の状態を見ますと、5年間の中でのこの部分については、入りの部分はどんどん減っていく、こういう構図ですね。それに合わせて出の方は、その入りに合わせて出を制するわけですから、主なところ言えば、職員の定数、人件費など、ここのところが帳じりを合わせるというか、そういう形になるのではないかと思います。そういうことで考えるなら、いわゆる再建計画をつくるときに大事なポイントだと思うのですが、さっきの話にも出ていますが、入りは平行か下がってくるわけだから、それに合わせて出の方も帳じりを合わせるという形になっているのだろうというふうに思っているところです。

それで、今度逆転の発想なのだと思いますが、出をはかって入りを制すという言葉があるのですが、ここのところが、それで一つにはもういわゆる入りの部分が限界に達するのだと。そうすると出の方も人件費の問題に頼りきっている状態なので、これは身内の中でのいわゆる帳じりを合わせていくという発想だと思うのです。今度、出の方をしっかりと進めていく、それを基盤にして入りの方をはかるといって、これで見ますと、ちょうど平成21年のところにいわゆる使用料や手数料の改定を図って収入増につなげると、こういうことなのですね。

説明の中にはないけれども、この改定を図るということで、意味づけはそういう時期に来ているということで押さえている。そうすると、出の方の部分はしっかりと抑えて入りの方をはかっていくとすれば、受益者負担や市民にその部分を負担してもらうと、こういうような状況も出てくるのではないかというふうに私の方では押さえるわけです。そういうようなことを考えていけば、いわゆるこの5年間の中でのこの部分というのは、苦しいけれどもそれを乗り越えていくということになりますけれども、これが達成されない場合の問題点というのは今言っていますから、そういうことの部分で入りをはかって出を制するだけではなくて、出をはかって入りを制するというこの考え方に立たなければ、難しい状態になってくるのかという感想を持っているのです。それで、今の考え方でいきますと、少なくとも平成19年度については、決算見込みからすれば結構厳しい状態になっているのだということはこの間伺いました。

そういうことで、前段申しましたいわゆるこの再建計画をつくっていくときの考え方なのですが、それについてはいかがですか。

○財政部長

私、後段のその出をはかって入りを制するというような言葉、初めて伺ったものですから、私もその社会投資含めで行ってきた財政の基本というのは、やはり入りをはかって出を制することに尽きるのだと思います。

予算編成なり健全化の進め方というのは、その時々でどういう財政状況にあるのかによって多少変わってくるのだろうというふうには思っています。こういう赤字状態にないときで、もしあれば、まさにその入りをはかってその財布の中でどういう事業選択をしていくかというところに知恵を絞るべきだというふうに思います。

ただ、こういうふうに赤字状態にありますと、明らかに歳入が不足しているわけですから、その部分については可能な限りいろいろな手だてを講じる中で、歳出の削減とあわせて健全化を進めていくしか道がないだろうというふうには思っています。

使用料改定うんぬんのお話もありましたけれども、確かに財政状況が苦しいがために、それを使用料等の受益者負担に求めるという側面もなくはないのですけれども、もう一方で、係る経費がこれはどうしても逐年増加してまいりますので、使用料とか受益者負担というのは定期的な見直しをやはりすべきではないだろうかと、それがどういう財政状況にあるうが。そういう観点から、こういう状況も踏まえて受益者負担のルール化みたいなのも進めていきたいと、あわせて考えております。

○佐々木委員

それで、当面する部分で言うと、平成19年度の決算が重要なポイントということになってくると思うのですが、この19年度の決算見込み、この辺のことはいかがですか。

○財政部長

予算特別委員会の中でも説明をいたしましたけれども、現在、最終予算上の収支で申しますと、単年度の赤字がさらに約3億6,000万円増えております。3月もここまで来ましてほぼ事業執行は終わっておりますけれども、財政の方ですべて把握はしておりませんけれども、一定程度の不用額は出ると、毎年度の経験から申し上げられると思いますが、一方で税収を含めて落ち込みも、恐らく歳入の面でもあろうかと思います。そういう面では、昨日も申し上げたのですけれども、この赤字を3億6,000万円プラスマイナス増減するかと思いますけれども、それを解消するだけというのはなかなか厳しい状況にあるのかと。場合によっては累積収支が増える可能性もあるかとは思いますが、なにせ歳入歳出とも数字がちょっと見えない状況にありますので、もうしばらくは様子を見たいというふうに思います。

○佐々木委員

そういうことで決算にかかわって見込みの部分について今後は、具体的にどういう努力をしていくのかということについては、どういうふうに考えていますか。

○ 財政部長

繰り返しになりますが、3 月もここまでまいりましたので、一定程度過去においてはもう予算執行がほぼ終了してきておりますので、今から各経費を切り詰めることということにも限界がある時点に差ししかかっております。私どもが所管しております税を含めて、今年度に入れていただくべき収納がまだ入っていないものがないか、その辺のあたりとか、いわゆる歳入面で補足しきれていないものがないか、その対策が中心になっていくだろうというふうに思っています。

○ 佐々木委員

いわゆる財政健全化計画をつくらなければならないことに至った経過、そういうことの部分については、この健全化計画の押さえと目的、これをしっかりと共通認識したいと思います。

○ (財政) 財政課長

この財政健全化計画は平成19年 3 月に策定したわけなのですが、これは18年度から地方債制度が許可制から協議制に移った段階で、小樽市の場合、17年度、要は18年度からの起債の関係なのですが、前年度の17年度の決算で赤字額が一定の率、はっきり言いますと健全化計画の目次の次の「はじめに」のところに書いてあるのですが、そのところで下から 3 行目ぐらいなのですが、「地方財政法施行令 8 条 2 項の規定により算出した額が赤字限度額 11 億560万円以上」であることから、17年度の決算につきましては、その前に書いてありますように14億871万4,000 円、こうすることで、この赤字限度額を超えているということで、財政健全化計画をつくって持って行って、地方債の許可権者である北海道に提出しないと、その当該年度の地方債につきましては許可しませんよということで制度が変わります。そのために最終的には年度末になったわけなのですが、18年度末、19年 3 月に策定して道に提出したものであります。

○ 佐々木委員

それで、あえて一般会計ベースで出していますね。そうすると、これを道に最終補正をして届けるときに、そうすると普通会計ベースで数字が動くとなれば、どうなるのですか。

○ (財政) 財政課長

小樽市の場合、普通会計ベースに直しますと、この一般会計に住宅事業会計、土地取得会計、もう一つ平成18年度で特別会計を設置したわけなのですが、産業廃棄物処分事業会計ですか。それともう一つ、これは18年度末で廃止したのですが、融雪施設設置資金の貸付金の特別会計でございます。これを加えた形で普通会計として道のほうに報告しております。

それで、収支の中身が変わるところにつきましては、先ほど言いましたように住宅事業会計ですとか産業廃棄物処分事業会計がありますので、大きく変わるところは、歳入であれば上から四つ目の使用料・手数料の欄、要は住宅使用料とか入ってきますので、その分で変わります。あと住宅事業の場合、国から補助金をもらって建設事業を行っていますので、その分で国の支出金ですとか、あと地方債とか起債を借りて事業をやっているとか、その方が増えてまいります。

歳出につきましては、当然、住宅事業会計にも職員が張りついておりますので、人件費の欄がこの所要の人数分だけ増えます。あと総体数につきましても、住宅事業会計で先ほど言いましたように、起債されていますので、その分で公債費の欄が増えます。あと今建設しております事業もありますので、普通建設事業の欄で増えます。

最終的に繰出金、要は会計間の出入りの分で繰出金ですとか、その部分で調整しているということがありまして、大きく言えば、先ほど私が言った繰出金を除けば、そういう部分で数字が増えるということになります。

○ 佐々木委員

そうすると、いわゆる基準値といえますか、これを下回る、上回る、その辺のところは。

○（財政）財政課長

先ほど普通会計に入れました四つの会計につきましては、繰出しとかの関係で原則収支ゼロにしております。それで最終的な累積赤字額、この額は変わりません。

○佐々木委員

そうすると、道に提出するところの部分は、後で整理がいたらお知らせ願えればというふうに思います。

学校給食について

学校給食の問題で質問します。

この食の問題は、ややもするとつくる側の都合といいますか、製造者の都合によって考えていくということがあります。食べる側の方、いわゆる消費者の方の立場に立って物を考えているのかどうかと、こういうふうに思うのです。

それを今、学校給食に当てはめてみると、私が言いたいのは先ほどからずっと話を聞いていると、つくる側の都合で学校給食を提供していく。つくる側ですよ。つくる側の立場で今考えていっているのではないか。食べる側は子供たちです。子供たちの食べる立場に立って物を考えていっていただきたいというのが私の願いなのです。

食する方の子供たちには保護者がいます。だから、その辺のところがつくり手の考え方が色濃く出てくるというのが、この給食提供の部分だというふうに思うのですけれども、だから、つくる側でなくて子供たちの側に立って、それをいろいろと心配や不安になっている部分については、やはり丁寧に説明をして丁寧な対応をしていくというのは普通でないかというふうに思っているところなのです。

そういうことで先ほどの数字から言うと、やや機械的にもう決まっているのだというようなことでの話がありましたけれども、やはりつくり手は食べる側に立って十分な対応や説明ができるのか、ここのところが大事だというふうに私は思っているのです。

だから、多少なりとも時間がかかるかもしれないけれども、安心・安全な給食を提供するためには、問題や、それから課題だとか、そういうものがあればそこをしっかりと集約をして、丁寧な対応をしていくことが大事だと。そういう面で考えれば、今回は予算が計上されたこと。予算がなければ何もできないという話の中の経過ですから、その予算執行に当たっては、不安や問題点の解消に向かってしっかりと対応していただきたいというふうに思うところです。

そういうふうに考えれば、給食費の値上げの問題についても、やや機械的になっているという感じはしますけれども、その辺のところをやはりなぜ上げなければならないか、この議会を通してやりとりしたことというのは、意外と参考になるというか、やはり受け止めなければならない部分というのは財政部としてあるのではないかというふうに思うのです。

そういう点で言えば、私の方でこれまで学校給食がとってきた、いわゆる学校給食の充実ということについて、昨年も第 4 回定例会で話をさせていただきました。その中身は、一つには食の充実、学校給食の充実と学校給食のポリカーボネート、食器のいわゆる改善を図った。それから、二つ目には、食に対する意識をはぐくむためにセレクトメニューという言葉を使ったのです。これを導入していたということなのですけれども、これの解説と、それからもう一つは、食の安心のために道内産の、今、食品を使っているのだということと、あわせて学校給食会の問題がありますけれども、給食試食会を開いて、そしてその内容の充実に努めていって、それをまたお便りに出すと、こういうような取組がされたのです。

そういうような充実した給食を求めてやっていくところに、今のような民営化の問題とかいろいろありますけれども、ここのところも含めて、今、この学校給食の充実を求めてどんな努力をしているのですか。

○教育部川田次長

まず一つは、今、委員がおっしゃったように、我々も我々の側で給食を考えるということではございません。あ

くまでも子供の側に立って考えていきたい。そのためには、今、委員もおっしゃったように、例えば食器を改善を試みたり、それからセレクトメニューも取り入れて、子供たちが喜んでおいしく食べられる給食をというのを目指しているわけでございます。ですから、そういう観点で、今回の民間委託の方も進めていきたいというふうに思っていましたけれども、今回、平成 20 年第 1 回定例会の中で、民間委託とか給食の問題について、それぞれ議員の方からいろいろな御質問をいただき、また御指摘もいただきました。そうしたことも我々は十分参考にして、これから、昨日議決をいただきましたけれども、民間委託の業者の選定をやっていききたいと思いますし、また給食費の値上げにつきましても、やはり現状の中では、上げないで済むことが一番いいのですけれども、今般、食料品の小麦の値上げとか、牛乳の値上げとか米飯、いろいろとそういったものが上がっている中では、やはり上げていかなければ、今の給食の質の維持はできないという部分がございます、これは我々サイドと申しましょうか、学校で給食の運営協議会がございまして、それは校長だとか教員だとか保護者といった方が入っていますから、その中でそういった結論に至ったわけでございますので、それらを尊重しつつ、やむを得ず上げていくという形になりますけれども、そういったものも含めて、保護者の方には十分お知らせをしながら進めていきたいというふうに思っています。

○佐々木委員

この事項にかかわっては、そういうことで終わります。

それで、通告してありますけれども、これから何点かお話ししたいのは、学校教育、それから社会教育の観点で、一つは総合学習についてです。二つ目には、小中学校の大規模な工事、校舎の関係ですね。それから、開放授業、その部分について現状と今後の取組方について協議していきたいと思います。

総合学習について

まず一つが総合学習についてです。先ほどの話でも学力の問題というのがありますけれども、我々が押さえている学力の問題というのは、やはり人間が生きていくための知恵であり、受験学力ではないと思っております。その辺のところのやりとりはまた。

先ほど高橋委員の方から、札幌から小樽へ来たら、とてもだめだからまた札幌へ戻ったという話を聞いたけれども、現在正確なところでないのですけれども、潮陵高校から現役で 2 人東大に入っています。だから、前のときには、いわゆる小樽の学校教育を受けていても、北海道大学にも何人も入られないというような話をしたり、だからいわゆる小樽は学力が低いからうんぬんという部分、その学力の問題を含めて、学校教育の活動というものをしっかりと見ていくべきだというふうに思っているところです。

そういうこともあって、総合学習のとらえ方、認識、まずこれをお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

総合的な学習の時間につきましては、各教科等で身につけた知識や技能を生かし、みずから課題を解決する力などの育成をねらいとしております。各学校におきましては、子供たちが国際理解、環境などについて課題を設けて、校舎周辺の動物の観察や自然を調査したり、外部から人材を招いて講演会や物づくりなどを行って、体験的な活動を通して取組を進めております。

今後につきましてもこのねらいを実現するよう、各学校におきまして全教育活動との関連の下に目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、それらなどを示す全体計画を作成し、地域の教材や学習環境を積極的に活用することにより、一層の充実を図るよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

それで、短い時間でいいので、その現状、各学校の取組のねらったところ、その部分と、当然そこには条件整備のために一定の力添えというか、支援をしなければ活動が展開しないのではないかというふうに思っていて、その

辺のところについてのお話をお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

身近な川や山、あと具体的には天狗山だとか勝納川になるのですが、そういうところ実際にいきまして、動物、昆虫、そういうものを実際に観察して生息等を調査して見るということと、あと小樽職人の会、北海道職人義塾大学の協力を得ながら、例えば中学校では小樽をアピールする物づくりをして、それを３年生の見学旅行のときに持ってきて、そこで学習発表する、そういうような活動をしております。

○佐々木委員

ややもするとこの総合的な学習は減らしていくという流れの中にもあるような感じがします。教科時数は増やすけれども、総合学習は減らす、こういう中に動きが出ているわけですが、小樽におけるこの取組の成果というものは大きなものがあるというふうに思っていますので、この総合学習の充実に向けて、教育長、いかがですか。

○教育長

まず総合的な学習について触れたいと思うのですが、各教科を踏まえて応用発展的に考えるのが総合的な学習でありまして、総合的な学習があって教科があるのではないというのは委員もお気づきだと思うのです。総合的な学習からスタートしますと、当然いろいろな費用がかかったり、行ってもいないところを行ったりとなりますと、当然費用がかかるのですが、なにぶん教科をさらに補充・発展させるものでありますので、そういう面ではまず教科をしっかりとやった上で、例えば理科でしたらそれを上手に表現していろいろな人に伝えていくとか、そういう学びがこれからは必要ではないかと思うのです。残念なことに各教科の力が、理科であっても社会科であっても、やはりこれからまだまだ子供に身につけていってほしい部分があるので、そういう考えに立つと、恐らくは総合的な学習の時間が１時間なり２時間なり減らされたのだと思います。

ですから、私は、まず学ぶべきものはきちんと学びながら総合的な学習へ、子供たちが教科で持っていないもの、さらにもっと調べたいと思うものをどんどん発展させて、今以上のものになってほしいという思いは持っています。

○佐々木委員

そのために支援していく部分については、大きな力を与えていくということですね。

総合博物館について

総合博物館が新しくなって生まれ変わりましたね。７月から今日までの入館者数を教えてください。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館の入館者数でございますけれども、７月からということで、特に本館で言いますと有料、無料合わせまして総入館者数としまして７月が１万４,０００人、８月で２万１,０００人、９月で１万４,０００人、１０月で２万人、１１月で８,０００人、１２月で３,３００人、１月で４,３００人、２月で４,０００人という入館者数です。

○佐々木委員

できたときは、恐らく冬も十分に、運営ができるように目玉として博物館をつくりました。冬に向かって数字が落ち込んでいっているということですね。この要因というのはどう考えているのですか。

○（教育）総合博物館副館長

やはり冬場、私どもでも冬ならではのイベントを幾つか組んでおりますけれども、季節的な問題が大きくある中、なかなか総合博物館まで来ていただけていないという状況があると思っております。まだまだこれからそういった点では、いろいろなことをやっていかなければならない。また、ＰＲの点でもまだまだ足りないというふうに考えています。

○佐々木委員

それでこの項の最後になりますけれども、青少年科学館がこちらへ移ったことによって、施設の内容も変わります。

したね。それでその利用状況を教えてください。

○（教育）総合博物館副館長

機能的には、科学館や博物館のものを持っていてという形ですので、科学館でやっていたいいろいろな事業も同じような形では展開をしております。ただ、開館が 7 月でしたので、例えば団体利用、出前講座、こういった部分では、ちょうど 4 月から 7 月ぐらいまでの部分がまだ数的に今回まだ出ておりません。ですから、平成 20 年度は 4 月からそういった形で動いていけるだろうというふうに思っております。

○佐々木委員

大きな財産ですから生かして、来年度以降にも力を入れていただきたいというふうに思います。

学校開放事業について

学校開放事業について、現状と今後の部分についてお願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

学校開放事業につきましてはスポーツ活動の開放と文化活動がございまして、スポーツ活動の開放について報告をさせていただきます。

一つ目として、屋内運動場の開放ということで市内の小学校を開放しておりまして、夏期 26 校、冬期 25 校ということになっておりました。今年度につきましては利用延べ団体数が 3,768 団体、利用延べ人数が 5 万 222 人、前年度が 4,006 団体で 5 万 1,849 人ということで、238 団体の減少と 1,627 人の利用延べ人数の減少ということになっております。

これにつきましては、昨年度に総合体育館がアスベストの工事がございまして、その関係で学校利用が昨年度は増えたということがございます。今年度は学校開放を利用していた方々が総合体育館の利用へ戻ったということが要因として挙がっております。

次に、上屋付のプール開放ということで、桂岡小学校、幸小学校、向陽中学校の 3 校を 7 月 26 日から 8 月 7 日の夏休み期間中に 9 日間開放しております。これについては総計で今年度が 1,331 人、前年度が 1,513 人、増減で 182 人の減ということになっております。これにつきましては、昨年度は天候に恵まれまして、最終日は水温が 30 度前後だったということもございまして、今年度は二十七、八度ということで、気温がさほど上がらなかったというのが主な要因でございます。

続きまして、高島小学校温水プールの開放事業ということで、これにつきましては高島小学校で実施いたしましたのが、駅前の室内水泳プールが廃止になった関係で 7 月からということでございますので、7 月から本年 2 月までの利用者の比較ということで話をさせていただきたいと思います。

高島小学校といたしましては、今年度は 1 万 9,750 人、前年度が 7,223 人でございますので、1 万 2,527 人の増ということになっております。これについては今話しましたように、室内水泳プールが廃止されたということもございまして、高島小学校で水泳教室の開催等がございまして人数が増えているということでございます。

室内温水プールと比較いたしますと、高島が 1 万 9,750 人でございましたので、前年度の室内温水プールについては 2 万 8,234 人ということで、8,484 人の減ということになっております。これにつきましては団体利用の方々が減少したということもございまして、また、小樽駅前から高島小学校に移ったという立地的な問題等も主な理由ということであると思います。その中では民間の利用に移ったということも、一つの要因ということで考えてございます。

○（教育）生涯学習課長

では、学校開放の文化開放の部分で説明いたします。

文化開放につきましては、市内の量徳小学校、稲穂小学校の音楽室などを利用して開放しているところでございますが、2 月末までの実績で申し上げますと、利用人数でございまして、今年 2 月末までで 6,043 人の利用数です。

昨年同期が6,383人ということですので、人数としては340人の減ということになってございます。この要因といたしましては、利用団体が前年の12団体から1団体減って11団体になったということと、それぞれの利用団体の人数が減っているという状況になっております。

○佐々木委員

それで、開放事業の展開については学校が使われるわけですが、文化的な面に関しては量徳小学校と稲穂小学校しか開放していないのですか。今後についてはどうなのか教えてください。

○（教育）生涯学習課長

量徳小学校と稲穂小学校ということで、今は開放してございますが、どちらの方も音楽など音を出す団体ということで、プラスバンドの方たちも使っていただいております。今のところこの2校で需要は満たしているということですが、今後さらにもっと利用したいということがございましたら、夜間6時から9時までは開放ということでございますから、近隣の騒音の方の状況も考えなければなりません、その際にまた鋭意適した学校等を調査したいと考えています。

○佐々木委員

いろいろ予算の関係でお金がないからこういう事業のところも縮小していかないように、教育は投資ですから、その辺のところの条件整備も含めてしっかりやってもらいたいというふうに思います。

救急救命士の現状について

救急救命士の現状と今後の取組について答弁をお願いします。

○（消防）警防課長

救急救命士に係るいわゆる現状についてでございますが、救急救命士の数につきましては現在12名でございます。また、今後の取組等も含めた部分につきましては、救急車は全部で5台、そのうち2台が高規格救急車、その高規格救急車に救急救命士が同乗してございます。

将来は、国の方針でもございますが、すべての救急車を高規格救急車とするよう求められてございますので、それに基づいて、順次、救急車の高規格化及び救急救命士の養成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○佐々木委員

わかりました。救命士の関係の部分についてはさっき数字がちょっと出なかったのだけれども、現在何人で、これからどうするのか。

○（消防）警防課長

救急救命士の現在数は、先ほどお答え申し上げましたが、12名でございます。今後は各救急車に1人ずつは同乗できるように養成してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時02分

再開 午後5時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第50号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情につきましても継続審査中の案件を含め願意妥当、採択を主張して討論を行います。

先ほどの審議で総務部長も、小樽港の商業港としての平和的發展を願う気持ちは同じ、今回ブルーリッジ入港のパス手配の要請に際しても、小樽市として商船優先の立場を明確に示したとの御答弁をいただきました。しかし、結局はブルーリッジは入港しました。こうした小樽市、小樽市長の努力、姿勢が実効性のあるものとして保障されるためにも、条例の制定は急がれると考えます。その立場で陳情第261号は採択を主張します。

小樽市室内水泳プール早期建設の陳情についてです。さわやか運河健診がこの3月いっぱい廃止となり、特定健診の中身が明確になるにつれ、市民の健康増進、国保など医療費、それはいい意味での抑制のためにも積極的な市民の健康増進のための行政施策が必要となっています。ぜひ多くの市民の願意を酌み、一日も早い室内水泳プール建設を目指したいと考えます。

委員の皆さんの御賛同をお願いしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決をいたします。

まず、議案第50号並びに陳情第261号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と、陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第643号及び第647号ないし第1002号について、一括採決いたします。

陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介を申し上げ、一言ずつごあいさつをいただきたいと存じます。

(理事者挨拶)

○委員長

本日はこれをもって散会をいたします。